

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会(以下、グループ代表という)とサカタのタネ グリーンサービス株式会社(以下、サカタという)の2者で構成するグループです。

公益財団法人神奈川県公園協会

設立以来40年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してきました。県立都市公園や山岳スポーツセンターなどの指定管理者として、「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努め、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいています。[役割] トータルマネジメント、維持管理、利用促進、地域連携、防災機能確保等



サカタのタネ グリーンサービス株式会社

種苗会社である株式会社サカタのタネの造園事業部門として、「花は心の栄養、野菜は体の栄養」世界に栄養とそして笑顔を供給する企業でありたいという理念をもとに、人々の憩いの場となる都市公園やスポーツ施設の運営管理を通して、日々生長していく植物を魅力あるものにするため経年優化を目指し、ランドスケープ空間を創造していきます。[役割] パークゴルフ場の芝生をはじめとする植物の管理、園内花修景の計画、パークゴルフ場等の利用促進事業等



サカタのタネ グリーンサービス 株式会社

グループ代表の河川公園を含む公園管理運営実績、サカタの高品質な芝生を始めとする植物管理技術、それぞれの強みを融合し相乗効果を発揮することで、本公園の機能を最大限に高め、利用者や地域の満足度向上、安全安心で効率的な管理運営を目指します。

グループ代表は、平成16年の開園当初から平成26年度まで本公園の管理運営を担い、河川公園特有の課題を踏まえた管理体制を確立し、地域やボランティアなど様々な団体との良好な関係を構築しました。また途中、市から移管を受けた運動施設の運営方針など、管理運営の基盤を整備しました。とりわけ、この間一貫して、現地公園に[]を配置し、河川管理者とも緊密に連携を図り、安全対策を最優先に公園管理運営に努めました。

私たちは、相模三川公園の管理運営を通じて、周辺地域や相模川流域、企業、大学など様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である相模川の自然環境、地域の伝統文化等をしっかりと次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や関係団体との連携や管理実績を生かしつつ新たな企業・団体とも関係を構築することで、まちづくりの進展や、頻発する豪雨水害、感染症への対応など、様々なニーズの高まりにも的確に対応していきます。

また、「誰一人取り残さない」、「パートナーシップの重要性」などSDGsの理念を公園管理運営に生かすとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現や「未病改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策も踏まえ、以下の管理運営方針に基づき適切な公園管理運営を行ってまいります。

- ◆ 安全で快適な利用空間の平等な提供：県立都市公園は神奈川県の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。
- ◆ より高い公益性の発揮：これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。
- ◆ 効率的・効果的かつ持続可能な管理運営：常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

※本計画書に掲載している写真は、特段のキャプションが付いているものを除き、全てグループ代表が本公園の管理運営を行っていた当時のものを使用しています。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値や特性

(ア) 本公園固有の価値や特性

本公園は、県立公園としては初めての河川公園であり、「水と緑、人、地域文化とふれあえる相模川コンフルエンス(交流)パーク」をテーマに整備された公園で、都市化が進む海老名駅から徒歩圏にありながら、丹沢大山の展望を楽しめる相模川河川敷の広がりある空間を有する貴重なオープンスペースです。園内を流れる鳩川や、芝生広場、大型遊具、河川敷の運動施設、昨年オープンした自然観察園など多様な施設があり、幅広い層の利用者に親しまれています。

(イ) 本公園を取り巻く状況

■インフラの整備と都市化の進展

本公園のある海老名市及び周辺地域は、近年、大規模開発や広域幹線道路の整備などにより都市機能が向上する一方、オープンスペースやみどりの減少により自然環境への負荷が増大しており、公園に求められる機能・役割も変化しています。

■居住人口の増加と人口構成の変化

住宅開発により駅周辺を中心に、当面は子育て世代を含む新住民の流入が見込まれていますが、将来的には高齢化社会への対応も必要になります。

■頻発する豪雨災害への対応

近年県内でも豪雨災害が頻発し、一昨年の台風19号では相模川においても周辺住民が避難する状況が生じており、河川公園の特性を生かし、地域と連携した避難訓練など洪水への備えが重要となっています。

■新たな利用者ニーズへの対応

さがみグリーンライン自転車道整備の進展に伴う自転車利用者増加への対応、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底や「新たな生活様式」への対応、IT技術の活用やSDGs達成に向けた取組などの新たな社会的な要請への対応が必要です。

(ウ) 公園の現状と課題

■花修景の衰退やイングリッシュガーデンの活用不足

公園のシンボルである「夕焼けの丘」の花修景が衰退し公園の魅力が減少しているほか、「イングリッシュガーデン」の入口が分かりづらく案内表示等が不足しているため、十分に利用されていません。

■自然観察園の活用

新たに整備された自然観察園ゾーンにおいて、河川植生や生態系の説明や維持管理が不十分なため、現状では散歩利用程度にとどまっており、自然観察園の持つポテンシャルが十分に生かされていない状況です。



駅周辺の継続的開発
(令和2年撮影)



平成19年洪水状況



衰退した夕焼けの丘
(令和2年撮影)



自然観察園
(令和2年撮影)

■河川の水防活動や避難行動の理解促進

令和元年 10 月の記録的豪雨により上流ダムで緊急放流が行われるなど、ダムを有する河川特有の危機回避や安全対策について、公園に [] を配置し、イベントや講習などを通じて、日頃から公園利用者や周辺住民の理解を深める必要があります。



ダム情報板

■子育て世代への対応

児童預かりとしての「サニースクール」は一定の効果がある一方、高額な料金を負担できないご家庭にとっては、公共施設であるパークセンターの利用を制限されるといった課題があります。

(参考)「子供の貧困対策に関する大綱(令和元年 11 月)」(文科省 HP より)によると、H27 時点の日本の子供の貧困率は 13.9%(ひとり親世帯 50.9%)と高い。

■利用者ニーズへの対応

利用者アンケートでは飲食の提供や日陰がほしいなどの要望が寄せられています。

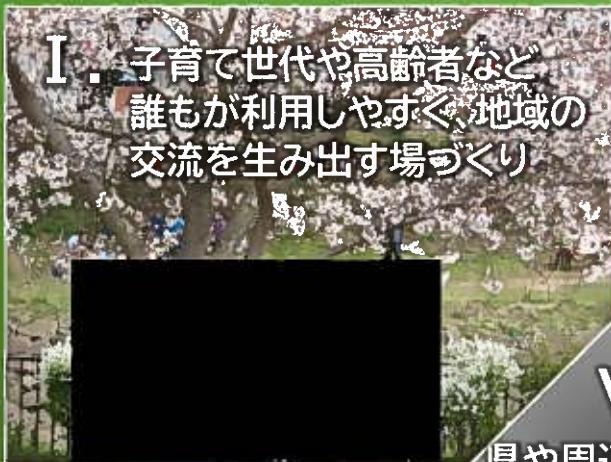
イ 本公園の総合的な管理運営方針

上記アの「本公園固有の価値や特性、本公園を取り巻く状況、公園の現状と課題」を踏まえ、本公園が都市の変化に柔軟に対応し、持続可能な都市インフラとして求められる機能と役割を担う、様々なコンフルエンス(交流)を生み出す拠点となるよう、次のとおり、総合的な管理運営方針を定めます。

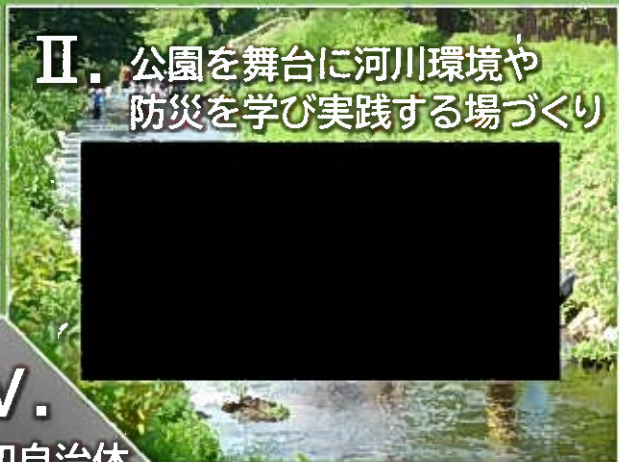
人をつなぐ、川がつなぐ、未来へつなぐ コンフルエンスパーク

～変化を続ける社会に貢献する新しい公園づくりを目指して～

I. 子育て世代や高齢者など
誰もが利用しやすく、地域の
交流を生み出す場づくり



II. 公園を舞台に河川環境や
防災を学び実践する場づくり

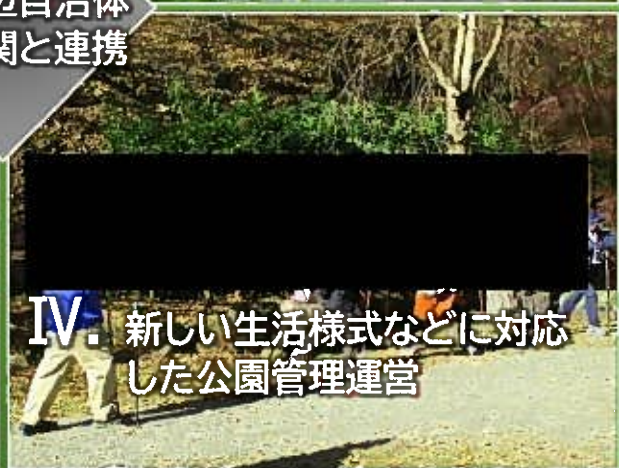


V.
県や周辺自治体
関係機関と連携

III. 広域的な利用を促進する
多様な魅力づくり



IV. 新しい生活様式などに対応
した公園管理運営



I 子育て世代や高齢者など誰もが利用しやすく、地域の交流を生み出す場づくり

今後も子育て世代や新住民の利用増加が見込まれるため、子育て世代への支援や、新住民と地域との交流を生み出す場づくりを進めます。また、利用者の高齢化を見据え、未病や健康づくりの取組の充実など、高齢者も含めた誰もが利用しやすい管理運営を行います。

◆ 誰もが利用しやすい子育て支援(⇒計画書4(1)ア(ア))

近隣学童保育所との連携等により、誰もが利用しやすい安全安心な子育て環境の整備と、地域と一体になった子育て支援、情操教育に取り組めます。

◆ 健康づくり支援(⇒計画書4(1)ア(イ))

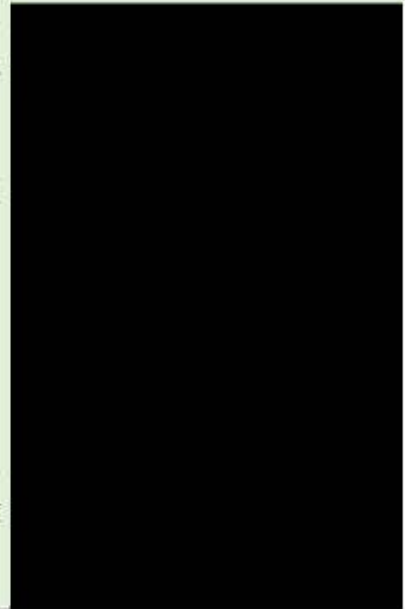
健康達成カードの発行、健康体操等の各種運動教室開催により、県の3033運動の拠点として、運動の習慣化を促し、未病の改善と健康づくりに取り組めます。

◆ 利用者や地域の交流が生まれるイベント企画・運営

(⇒計画書4(1)ア(ウ))「せせらぎまつり」など公園を代表するイベントは継続しつつ、地域と連携したマルシェの開催、花壇ワークショップなど、より一層様々な地域の交流が生まれるイベントを開催します。

◆ 園内の快適さを高めるためのサービスや貸出し備品の充実

(⇒計画書4(1)ア(エ))利用者要望のある日陰の創出や飲食の提供、子育て支援などの利用者サービスの充実と貸出し備品の充実により、誰もが快適に公園を利用していただく環境づくりを進めます。



II 公園を舞台に河川環境や防災を学び実践する場づくり

相模川流域の河川環境を学び体験する場として、自然観察園なども活用し、環境保全活動や環境教育の更なる推進に努めます。また、[]を配置し、異常気象時には確実に対応するとともに、平常時においても地域や海老名市と連携して河川防災力を高めるための講習や訓練、意識啓発などに取り組めます。

◆ 流域連携による河川教育の実施(⇒計画書4(1)イ(ア))

河川公園としての特性を生かし、相模川上流から河口域までを舞台に、河川の恵みと洪水の危険性を題材とした学習会を、各種専門機関と連携して実施します。

◆ SDGs達成に向けた市民参加イベントと普及啓発

(⇒計画書4(1)イ(ウ))川から海へ流れ出るプラゴミ回収プロジェクトや公園祭り等での企業・大学の取組紹介など、住民や関係団体と連携し、SDGs達成に取り組めます。

◆ 園内の多様な環境の活用(⇒計画書4(1)イ(エ))

自然観察園や河川など、本公園の多様な環境を生かした環境教育に取り組めます。

◆ 河川防災に関する講座や避難訓練の実施

(⇒計画書4(1)イ(オ)及び計画書10(1)ア(ケ))

[]を配置して、県や市等と連携した河川防災に関する講座や避難訓練を実施します。

また、パークセンターでの展示や自然観察会等、様々な機会を活用した普及啓発に取り組めます。

◆ 台風の接近、大雨洪水に関する対応(⇒計画書10(1)ア)

[]の整備により、確実な配備体制、避難誘導、施設対応等を行い、[]のノウハウを活かした確実な水害対策を行います。



鳩川自然観察会



マニュアルに応じた対応

III 広域的な利用を促進する多様な魅力づくり

花修景の充実により花と景観が融合した魅力づくりを行い、その映像を YouTube に開設する「三川チャンネル」で公開するなど広く情報を発信し、利用促進を図ります。また、県央地域の高速道路ネットワークや鉄道利便性の向上を生かし、高速道路会社や鉄道事業者に広域的な広報を働きかけます。

「さがみグリーンライン」自転車道整備の進捗に合わせサイクルマップ作成やモデルルート[※]の提案を行うほか、公園下流部に位置する横須賀水道橋[※]を活用した魅力づくりの可能性も検討していきます。

横須賀水道橋(横河橋梁)：本公園の下流部にあり、横須賀までの軍用水道として建設後、市の水道となった。大正7年竣工、平成27年に廃止



- ◆ 年間を通じて様々な花が楽しめる、魅力あふれる公園づくり
(⇒計画書3(4)ア(ウ))夕焼けの丘の花修景充実、桜の適正管理、イングリッシュガーデンの魅力アップ等、園内各所で年間を通じて様々な花が楽しめる植栽管理を行います。
- ◆ 広域的な利用の促進(⇒計画書4(1)ウ)
さがみグリーンラインを活用したサイクル・ウォーキング、県内他公園と連携したサイクリングの促進等、広域からの集客につながる利用促進を行います。
- ◆ WEBや関係団体と連携した広報の充実
(⇒計画書4(1)エ(ウ)及び(3)ア・ウ)三川チャンネルや写真映えスポット等による多様なターゲットへのWEBを活用した広報PRと、鉄道・マスコミ等と連携した情報発信を行います。
- ◆ 歴史的資産でもある横須賀水道橋の活用
(⇒計画書4(1)イ)管理者(横須賀市)と協議し、利水の歴史を学ぶイベント等を検討します。



IV 新しい生活様式などに対応した公園管理運営

本公園の利用に際し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、新しい生活様式への対応やIT技術の導入など、新たな時代に対応した公園の管理運営を行います。

- ◆ 新しい生活様式への対応と IT 化による利用促進
(⇒計画書 4 (1)エ、計画書 9 (2))
- ◆ コロナ禍で公園利用が困難な場合でもオンライン上で間接利用[※]を楽しめる「IT 化による利用促進」(⇒計画書 4 (1)エ(ウ))
- テレワークや外出自粛等、コロナ禍における生活様式の変化に応じたサービスの提供、感染防止対策を行うほか、IT を活用し、公園の情報を利用者へ届けるサービス充実を図ります。
- ※間接利用：SNS や動画の視聴により、来園せずに公園を楽しんだり、イベントへ参加する利用



V 県や周辺自治体、関係機関との連携

I～IVの管理運営方針を確実に実施するため、県や海老名市を含め各関係機関との連携を強化した管理運営を行い、変化を続ける都市や社会のニーズを分析し、社会インフラとして本公園が果たすべき役割を柔軟な発想で検討していきます。

◆ 公園コーディネーターの配置(⇒計画書 11(1))

行政や関係機関、地域との調整を行う職員(公園コーディネーター)を配置し、県や市の施策の実現に貢献します。

◆ 様々な公園や施設との連携(⇒計画書 11)

地域のイベント、健康づくり、河川教育等、多様な分野において、行政、学校、地域団体等と連携し、管理運営に取り組みます。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■ 平等な利用の確保

本公園は高齢者から、障がい者、子育て世代や新住民、外国人など、様々な立場の方の利用が見込まれます。私たちは、様々な立場の方の利用に際して、関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

- ・利用ルールの徹底(特に河川公園として安全な利用の確保を重視します)
- ・全ての人に安全で快適な利用環境を提供できるユニバーサル対応
- ・より多くの人に利用していただくための積極的な情報発信



■ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちは、アンケートや利用者対応、自治会やボランティア団体等との意見交換等を通じて、利用者や地域住民等の声を聞き、その声を反映させた公園づくりを進めることで、皆様に親しまれ、共に育てていく公園を目指します。

- ・公園モニターや利用者アンケート等の実施と業務改善への反映
- ・地域住民や利用者との連携した維持管理やイベント開催、防災対策等

■ 環境に配慮した管理運営

私たちは、自然観察園での河川環境との触れ合いなどを通じて、自然との共存などを普及啓発していくとともに、廃棄物抑制や温室効果ガス削減など環境負荷軽減に努めることで、環境に配慮した管理運営を進めていきます。

- ・自然観察園ゾーン等の希少種に配慮した維持管理、観察会等の環境教育
- ・総合的な環境負荷軽減の方針：独自の「環境マネジメントシステム」の運用、SDGsへの主体的な取組とSDGs普及の機会創出
- ・プラゴミ削減に配慮したイベント運営。利用者へのゴミ分別や減量の呼び掛け(川ゴミ回収プロジェクトによる川ゴミの回収)
- ・地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組
- ・再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用。太陽光発電や雨水利用の推進

<令和7年度実施内容>

- ・記載内容を適切に実施

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営作業を基本として専門的な業務を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるので、できるだけ直営で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。一方、法律等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

※直営作業にかかる人件費は付属資料「ア 収支計画書」の「人件費」に計上

イ 高齢者や障がい者の就労支援の観点からの委託

繁忙期には、効率性の観点から直営の補助となる管理業務も委託し、その際は、高齢者の就労促進の観点から、シルバー人材センターなどを活用するとともに、日常業務の中で、障がい者の就労支援に資する業務も、支援施設にできるかぎり委託します。

区分	管理項目	管理内容	理由	発注者例
植物管理	高木管理	枯損木処理、高木剪定、枝下ろし、樹林地除伐等	高所作業車の使用等、専門性を要するため	専門業者
	高木管理 中低木管理	病虫害防除	専門的技術及び専用資機材を要するため	専門業者
	特殊管理	エアレーション、スライシング 芝生補修	専門的技術及び専用資機材を要するため	専門業者
	花壇管理	地寄せ、植付 夕焼けの丘花壇整備等	専門的技術及び専用資機材を要し繁忙期に効率的に作業を行い管理水準を維持するため	専門業者
施設管理	警備	巡回警備	資格及び専門的な知識を要するため	専門業者
	法定点検	自家用電気工作物点検 消防設備点検、建物点検	法律及び専門的な技術を要するため	専門業者
	定期点検	噴水設備点検、雨水利用設備点検 自動ドア保守点検、ドア保守点検 空調設備点検、放送設備点検 コンビネーション遊具等保守点検	資格及び専門的な知識を要するため	専門業者
	その他	グラウンドクレイ舗装の維持管理 (耕耘・整地・転圧)	専門的技術及び専用資機材を要するため	専門業者
清掃管理	定期清掃 (施設清掃)	噴水清掃点検、 雨水貯水槽点検清掃	資格及び専門的な知識を要するため	専門業者
	定期清掃 (建物清掃)	ワックス清掃、床一般清掃 窓ガラス清掃、空調設備清掃	専門的な技術、専用資機材等を要するため	専門業者
	定期清掃	ハチの巣駆除	専門的な技術を要するため	専門業者
	ゴミ処理 廃棄物処理	園内刈芝、花等処分、園内に投棄された自転車等の廃棄物	資格及び専門的な知識を要するため	専門業者
運営管理	広報等	HP制作・更新、ポスター等印刷 その他イベント開催に伴う委託等	専門的技術及び知識を要するため	専門業者
修繕	修繕	工作物及び施設、設備等の修繕、作業機器の修繕等	専門的技術及び専用資機材を要するため	専門業者
事務	作業車車検		資格及び専門的な知識を要するため	専門業者
駐車場運営		料金徴収業務	業務を効率的に実施するため	
		繁忙期交通誘導	繁忙期の効率的な管理を必要とするため	専門業者
自動販売機運営		自動販売機の設置、運営	機器及び専門的な知識を要するため	専門業者

(2) 委託先の選定方法

ア グループ代表が発注する業務

- ・委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許や資格、豊富な業務経験を有する者で、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、会計規程のほか、競争入札選定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化して適正に選定
- ・専門性の高い業務を除き地元優先の地域要件を設定
- ・県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容を協会 Web ページ掲載や公園内掲示、専門新聞紙面に掲載し広く公表

イ サカタが発注する業務

へ委託をすることで、質の高い緑花空間の維持管理を目指します。

また、花苗の委託に関しても

に生産委託することで、高品質な花苗を確保します。

ウ 共通

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

(3) 県内(地域)企業への委託の考え方

- ・地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能
- ・地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち県内企業へ委託
- ・今後も地域雇用の確保などの観点から地元のシルバー人材センター、非営利活動団体、障害者就労施設等の活用を図り、県内(地域)の中小企業等(「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者)の力を活用
- ・グループ代表が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等から物品等(物品及び役務)を調達、生産物の販売場所としての公園の提供などを推進し、障がい者の自立支援に引き続き取り組む

■本公園における県内(地域)企業への委託実績(平成26年度実績)

海老名市内+県内他市への発注割合 90% (30件中27件)

	委託合計	海老名市	県内他市
件数	30件	8件	19件
金額	27,626千円	7,199千円	1,950千円

■近隣公園(相模原公園)における障害者就労施設等からの委託実績(令和元年度実績)

令和元年度相模原公園実績: 2,358千円(: 産業廃棄物処理 /

: 花壇植栽委託 / :

植物維持管理業務委託、菓子類の販売場の提供)

<令和7年度実施内容>

- ・記載内容を適切に実施

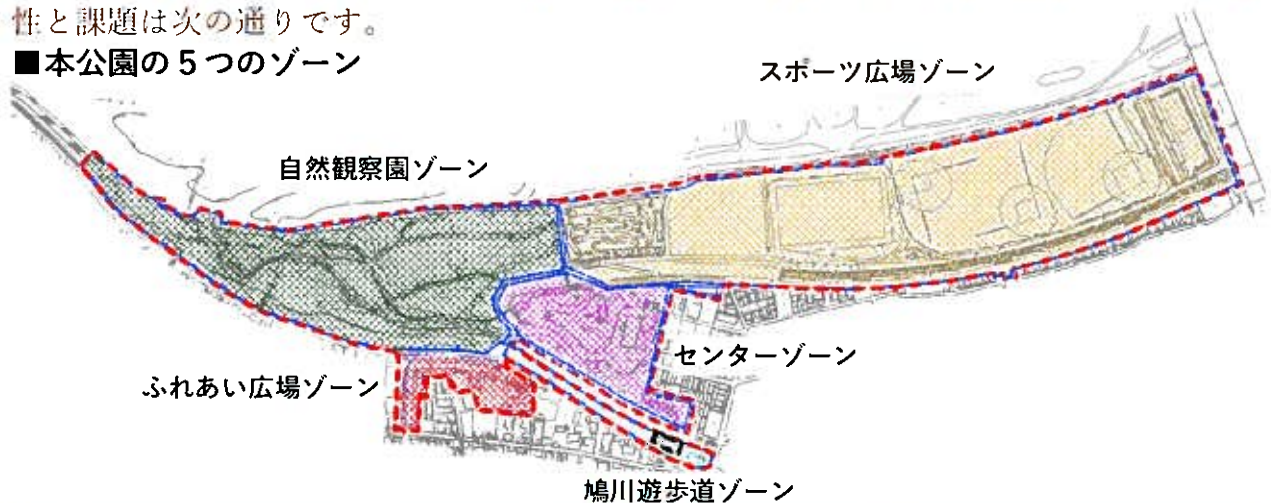
計画書3 「施設の維持管理」

(1)公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

本公園は、個性豊かな5つのゾーンで構成される、河川敷などを活用した河川公園であり、多様な利用を楽しめる比較的新しい公園です。維持管理にあたっては、特に、異常気象時の洪水に対する安全管理に注意する必要があります。それぞれゾーンごとの特性と課題は次の通りです。

■本公園の5つのゾーン



ゾーン	特性	課題
センターゾーン	“公園の顔”ともいえるゾーン。パークセンターや夕焼けの丘、イングリッシュガーデンなどがあり、河川景観をうまく取り込んだ憩い・交流の空間。	公園のシンボルである夕焼けの丘の植栽が衰退し公園の魅力が減少  (令和2年撮影)
ふれあい広場ゾーン	水遊び広場や大型遊具が設置された遊戯ゾーン。自然の中で、安全、快適に憩い、遊べる空間。子どもや親子の利用が多い。	- 大型遊具利用時の事故に注意が必要 - 新型コロナウイルス対策として遊具を清潔に保つことが必要 
鳩川遊歩道ゾーン	身近な水辺に親しめるゾーン。桜並木を中心に水辺の散歩や川遊びなどができる空間。	- 桜並木の桜の老木化 - 枯枝や張り出し枝等、危険木に対する安全対策が重要 
スポーツ広場ゾーン	河川高水敷に設置されている運動促進ゾーン。軟式野球場やパークゴルフ場、多目的広場、芝生広場などがあり、競技大会等で使われている。	芝地のパークゴルフ場や芝生広場は特に高水準な維持管理が必要 
自然観察園ゾーン	2020年にオープンした自然豊かなゾーン。多様な自然環境を保全し、自然とのふれあい体験や環境学習等の利用空間。	- 外来種繁茂や危険木が確認され、乱雑とした樹林地の適度な管理等が必要 - 園内の見通しが悪く、不法投棄や火災、犯罪等の防止が必要  (令和2年撮影)

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の基本的考え方

グループ代表は開園から 11 年間に渡りシンボルである「夕焼けの丘」の花修景や芝地管理など植物管理において県から高い評価を頂くなど、良好な管理を行ってきました。私たちは、芝生や花修景でサカタの持つ高い技術力を生かし、さらに高品質の植物管理を行うとともに、それぞれのゾーンの特性や課題を踏まえた維持管理を行い、快適で安全安心な利用環境を確保します。

■センターゾーン

- ・「夕焼けの丘」の花修景など、年間を通じて様々な花や緑に魅せられ、楽しみ、感動できる管理をめざします。
- ・「イングリッシュガーデン」の質の向上を図るとともに、エントランスに案内サインを設置するなど適切な案内誘導により利用促進を図ります。
- ・高品質な芝生管理などきめ細かな維持管理によりゾーン全体の魅力を向上させます。

■ふれあい広場ゾーン

- ・大型複合遊具は、日常点検、専門業者による定期点検を確実に実施するとともに、手指消毒用アルコールの配備など感染症対策を実施します。
- ・住宅や道路に近いと、夜間の重点的巡視や迷惑行為に対し適切な注意を行います。

■鳩川遊歩道ゾーン

- ・桜は樹木医による診断と対策の検討、危険木は巡視による早期発見、対策を実施します。



イングリッシュガーデン



大型複合遊具利用状況



鳩川沿いの桜並木

■スポーツ広場ゾーン

- ・異常気象等の早期の情報収集と施設撤去等の確な対応、避難等利用者の安全を考慮した適切な対応、冠水後の状況把握と早期の対策(復旧や制限解除等)を行います。



パークゴルフ場

高品質で耐久性のある美しい芝地を保持します。

■自然観察園ゾーン

- ・や希少生物の保護育成、危険木の早期対策、自然植生を踏まえた適度な維持管理を行うとともに説明板の設置などにより学習の場としての機能を確保します。
- ・柵設置等による園路外への進入防止や巡視による不法行為の監視、指導を行います。



自然観察園内(令和3年撮影)

(2)施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 長寿命化を図る点検と修繕

県作成の長寿命化計画を基本に、高頻度な保守点検と修繕を行うことで、予防保全を基本とした施設の長寿命化と安全を最優先とした速やかな維持管理を行います。

日々の巡視を基本に、設備点検、遊具点検等の定期点検、自家用電気工作物、消防用設備点検、建物点検の法定点検を確実に実施し、巡視の工夫、不具合や危険個所の早期発見と速やかな修繕、計画的な維持補修等により安全の確保と長寿命化を図ります。

■**巡視の工夫**：同一スタッフ同一コースの巡視による「慣れ」を減少させるため、重点テーマを定め着眼点を重視した巡視点検やエリア毎に日々異なるスタッフが巡視するなどの工夫を凝らします。また、公園外周部も定期的に巡視し外周道路や隣接民地の安全確保も図ります。

■**遊具など利用の多い施設の維持管理・点検**

施設	特性や課題	施設維持管理の方法
大型複合遊具	子ども達に人気のある施設で、利用が多い。	・毎朝、巡視・点検・清掃を行い、日中もこまめな巡視・点検を実施 ・専門業者による定期的な遊具点検を実施 ・異常が見られた際には、速やかに使用禁止等の対応をし、専門業者による精密点検や修理を依頼
噴水	子どもたちに人気のある施設で、夏場を中心に利用が多い。	・毎朝、巡視・点検・清掃を行い、安全性を確保 [黒塗り]
グラウンド	子どもから大人まで幅広く利用される。	[黒塗り]により安全性を確保

■**異常への対応**：巡視・点検により異常箇所等を発見した場合は、立入禁止措置や修繕、仮復旧等を迅速に実施し、安全を確保します。大規模な補修等が必要な場合は県東部センターに報告し対応を協議します。点検結果や修繕の記録は業務日報に記録することで施設の状況を的確に把握し、長寿命化計画に反映させます。

イ **Point!!** 大雨・洪水の影響を最小限にとどめる施設管理

大雨・洪水等の異常気象に際しては、[黒塗り]等を活用し、利用者への情報発信や避難誘導等、人命優先の対応をとりますが、施設の維持管理においても、利用者への影響を最小限にとどめるため、迅速な対応を取ります。(異常気象への対応の詳細は、計画書 10 参照)

■**事前対策**：大雨や城山ダムの放流が予想される場合には、飛散物等の確認のための巡視に加えグラウンドのバックネットの倒伏、ベンチ等の撤去を行い、越流による施設被害を最小限にとどめます。

■**越流後の復旧**：越流水の排水後は、[黒塗り]を用いながら、職員の手で堆積した土砂等を迅速かつ効率的に除去し、施設の早期復旧に努めます。指定管理者だけでは対応できない土砂や流木等については、県東部センターと連携して対応します。



倒伏機能付きのバックネット



直営による堆積物除去
(境川遊水地公園)

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 清掃業務の実施方針

■**安全・快適な利用を支えるきめ細やかな清掃・衛生管理を行います。**

本公園は、土日を中心にご家族やスポーツ利用が多いので、繁忙期には利用状況に応じて清掃頻度を高めるとともに、トイレは[黒塗り]による清掃を行うなど、きめ

細かな清掃により、快適で衛生的な利用環境を提供します。また、毎日の公園巡視時には簡単な清掃用具セットを携行するなど、臨機応変な清掃を実施します。

グループ代表が作成した「都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、利用者が頻繁に接触する施設や設備の清掃消毒など衛生対策を徹底します。

Point!!



パークセンター定期清掃

イ 受付業務の実施方針

■誰にでも親切丁寧なホスピタリティ溢れる受付・接客を行います。

本公園を安心・快適に利用していただけるよう、「笑顔」「挨拶」「身だしなみ」を大切に、双方向のコミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れるお客様対応をします。バリアフリーや心のバリアフリーに配慮し、高齢者や障がい者、外国人などの利用に対応するため、車いすなどの補助用具やコミュニケーションボード、筆談用具や翻訳機、老眼鏡などを用意し、誰もが安心して公園利用できる環境づくりを行います。



車椅子貸し出し状況

公園の基本情報や利用ルール、見どころや周辺情報などを記載した「利用の手引き」を携帯することで、全職員が正確かつ最新の公園情報を来園者に提供します。

ウ 警備業務の実施方針

■職員不在時や夜間の警備を強化し、防犯体制の構築と緊急事態に確実に対応します。

職員不在時の確実な警備

市街地や幹線道路に近く、夜間と年末年始は公園職員が不在となることから、宿直警備員による園内巡視警備と監視カメラによる監視を実施します。

Point!!

急連絡網による公園職員への連絡や県東部センターへの報告、状況に応じて警察等への通報や公園職員の参集などを行い対処します。

夜間の防犯体制強化

夜間利用が多い時期(花見や)については、必要に応じて夜間警備員を増員することや、人感センサー付きソーラー照明具の設置、防犯カメラ付き自動販売機の設置で防犯対策を強化します。



花火大会利用状況

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア 植物管理業務の実施方針

(ア) 河畔林の多様な自然に触れ合える、魅力あふれる公園づくり

2020年にオープンした自然観察園を多様な自然に触れ合える河畔林として活用するため、生物多様性や河川植生に配慮した適切な植物管理や外来種の駆除、危険木の処理、希少植物であるカワラノギクの保護育成などに取り組み、自然観察や環境教育の場などとして利用していきます。



カワラノギク圃場
(令和2年撮影)

(イ) 利用目的に応じた高品質な維持管理による、美しい芝生地づくり

サカタの持つ高い技術力と経験を生かして、スポーツ広場やパークゴルフ場、センターゾーンの芝生地など、その利用目的に応じた高品質な維持管理を行うことで、景観にマッチした美しく使いやすい芝生地づくりを進めます。

スポーツ広場：

適切な刈込や養生など適切な維持管理で美しい芝生を維持します。(一計画書3(4)オ参照)

パークゴルフ場：

コースコンディションに適した高水準な芝生管理を行います。(一計画書3(4)オ参照)

センターゾーンの芝生地：利用者の憩いの場となる芝生地では、利用者が快適に芝生を使用できるよう、外来種

や雑草を除去し、美しい景観とともに安心して利用できる空間とします。また、裸地化した部分については、利用状況と芝生の状況を注視し、適宜養生期間を設けるなど利用と保全のバランスに配慮した管理を行うとともに計画的に張替えを実施します。



(ウ) 年間を通じて様々な花が楽しめる、魅力あふれる公園づくり

「夕焼けの丘」の花修景を中心に、センターゾーンやふれあい広場ゾーンの花壇やプランター、駐車場付近の斜面地などを利用して、公園各所で年間を通じて様々な花が楽しめる、魅力あふれる公園づくりを進めていきます。また、鳩川沿いの老木化した桜並木は、樹木医による診断と樹勢回復対策の検討等を行います。



園内各所の花修景

イ センターゾーン

“公園の顔”であるセンターゾーンでは、年間を通じて、様々な花や緑に魅せられ、楽しみ、感動できる空間を創出します。

(ア) Point!!夕焼けの丘

公園を代表する花壇である「夕焼けの丘」は、これまでシバザクラによる花修景の演出が行われてきましたが、

変化を魅せる演出で、年間を通じて美しい花と豊かな緑が楽しめる場所となるよう改善していきます。



(イ) イングリッシュガーデン

ハーブ園はボランティア団体の主体的な管理を想定しますが、管理方法やハーブの種類を選定などについて、定期的にコミュニケーションを図りながら植栽のプロによる助言を行い、イングリッシュガーデン全体として統一感のある管理に導きます。

■市民ボランティア団体との協働による管理

・Point!!

楽しめるハーブ園を目指す

多年草も活用しながら、
シェードガーデンを構築

- ・植栽密度が高く虫が付きやすいエリアですが、住宅地に隣接しているため、農薬散布や機械除草はせず、人力による小まめな除草を実施

■造園のプロによる演出

- ・プロが管理する主な場所としては、ハーブ園に設置してあるアーチを蔓性の植物
イ
ングリッシュガーデンを創出

Point!! プロによる演出 生育環境を理解し、四季通じてバラ、宿根草や一年草等の草花の生育状況を見極めたうえで、

管理していきます。



- ・**Point!!** イングリッシュガーデンの見える化～メインゲートの演出～として、イングリッシュガーデン入口部の植栽の一部を移植し、案内看板を設置して入口をわかりやすく演出

ウ 鳩川遊歩道ゾーン

遊歩道に

が求められます。相模三川公園を代表する桜並木と水辺の体験学習を行うエリアとしての機能を向上させます。

- ・日常点検に加え、樹木の生育状況を確認するパトロールを定期的[]に実施し、徒長枝や枯枝、枯損木の早期発見、早期対応による落葉や落枝、倒木等の被害の未然防止に努める
- ・堤防の草地は重要な景観構成要素として、利用に支障のないレベルで維持管理を行うとともに、流下ゴミは日々の巡視の中で適切に除去
- ・鳩川河床では定期的な安全点検を実施するほか、川遊び時の注意喚起の看板を設置
- ・**Point!!** 桜並木は樹木医やボランティア団体と連携した樹勢診断を継続し、維持保全に努める
- ・**Point!!** 樹木医による桜の公開診断等については継続し、得られたデータの活用についても海老名市などと協議



鳩川沿いの桜

エ ふれあい広場ゾーン

大型遊具や噴水など家族連れで賑わうゾーンであり、本公園のメインゲートとなることから、安全安心に利用できる空間として植栽管理を行います。

- ・**高木管理**: 枯損木処理と病虫害防除のための剪定及び落枝等の危険木の除去
- ・**中低木管理**: 清潔感のある刈込による美観の維持と見通しの確保
- ・**花壇管理**: 桜と併せた菜の花の育成、1年草による四季を通じた彩り



ふれあい広場ゾーンの植物

オ スポーツ広場ゾーン

スポーツ広場ゾーンの多くは、相模川の洪水時には水に浸かるエリアであり、日頃から洪水対応を念頭に置いた管理が求められます。

■冠水に強い芝生導入

[]を図り、美しい芝地を保持します。

実績 越流による冠水にも耐えうる品種の導入

本公園は、河川公園として災害級の大雨時には、スポーツ広場ゾーンへの冠水が想定されます。そのため、[]で導入実績があり、[]品種に順次草種転換します。

■利用料金施設となるパークゴルフ場の品質向上

[]を実施し擦り切れ対応を行い芝生密度を高め、[]することで、ボールの転がりを良くすることでプレークオリティを向上します。

■運動施設の主な管理作業



カ 自然観察園ゾーン

2020年にオープンした自然豊かな河畔林であり、希少種であるカワラノギク等が保全されているため、生物多様性に配慮した管理を行います。また、自然観察や環境教育に資する管理を行い、自然への理解を深めるフィールドとしての機能向上を図ります。藪が混んで見通しが悪く防犯や不法投棄にも配慮が必要のため、生物多様性の保全と利用の両立を図った管理を行います。利用制限エリアについては、県や地域団体、専門家等と調整を図りながら管理を行います。

■生物多様性保全と利用を両立する管理

- ・樹林地は、園路沿いの枯損木等の危険木の早期発見と初期対応を行いつつ、**樹木の管理を実施**

・Point!!

- ・**防犯や盗掘と不法投棄抑制のため、毎日清掃を兼ねた巡視を実施**
- ・**しながら、野生動植物の生息・生育の状況調査を実施**
- ・**の結果により本ゾーンの重要種を認識し、希少種の選択的刈り残しなど管理方法に反映**

■環境教育に資する管理

樹名板や自然解説板を設置し、利用者の自然への理解を深めます。「川ゴミ回収イベント」や「セルフガイドシートの配布」などの利用促進と併せ、自然とのふれあいやフィールドワークを安全に楽しめる場として、維持管理します。



実績 QRコードを活用した看板の設置 グループ代表が管理する恩賜箱根公園では、**と連携し、QRコードによる看板を設置し、自然情報や歴史案内を多言語にて提供しました。**

■カワラノギクの生態学的保全の推進

希少植物であるカワラノギクは、保全活動を行う地域団体と連携し、

保全します。



<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

本公園は、計画書1に記載の通り、都市や社会の変化に柔軟に対応し、求められる機能や役割を担う、交流拠点となることで、様々な利用が促進されていくものと考えます。

その考えの下で、様々な地域の交流を生み出し、河川の環境や防災を学び実践する場づくりを行い、公園の魅力向上と戦略的な広報とで広域利用を促進し、更には間接利用の促進も図ることで、本公園が持つポテンシャルを十分に発揮させるべく、以下のような事業展開を行ってまいります。

ア 子育て世代や高齢者をはじめ多くの方に愛され、地域交流が生まれる公園づくり

本公園は、家族(46.9%)や60歳以上(37.7%)の利用が多く、またスポーツ大会利用も盛んです。

大型遊具や水遊び広場などもあるので日常的なファミリー層の利用があり、今後は、子育て世代や新住民の利用増加が見込まれます。そこで、子育て世代や高齢者が利用しやすい環境づくりや、地域交流を促進する事業展開を行ってまいります。

(ア) 子育て支援

海老名市では、都市化の進展等に伴い子育て世代の流入が盛んです。本公園では、そうした子育て世代を支援するため、低廉で誰もが利用しやすい「子育て支援」をスタートさせます。近隣の学童保育施設等とも連携します。

Focus!!1

- 多目的スペース：パークセンター多目的スペースの一部(半分程度)を利用時に区分して開放し、子どもたちが普段できないような、段ボール工作や模造紙絵画、木工をはじめ談話、読書などを自由に楽しめるように活用します。安心して施設を利用してもらえるよう、を配置します。

費用	原則無料(材料費によっては実費相当を徴収)
体制	
衛生	・当日の検温、体調確認、マスク着用義務化、手指消毒用アルコールの徹底 ・アクリル板等による遮蔽、ソーシャルディスタンスの確保、定時の換気

Focus!!2

子どもの学びや体験の場として、年間を通じて様々なプログラムを用意し、子どもの情操教育だけでなく世代間交流の促進も図ります。

に積極的に講師としての協力を仰ぐことで、世代間交流を促し、活発な交流による地域力の向上を目指します。

イメージ図

対 象	小学生以下と保護者
内 容	年間を通じて様々なプログラムを提供、農業・自然体験、文化、スポーツ、公園に関する等、様々な分野で開催し情操教育を実施
講 師	
衛 生	・当日の検温、体調確認、マスク着用の義務化、手指消毒用アルコールの徹底 ・ソーシャルディスタンスの確保、定時の換気

Focus!!3

学童保育等との連携：公園周辺には、運動スペースのない学童保育所も多く、また保育園や幼稚園も散在することから、児童の活動の場として利用を呼び掛けるほか、

放課後の活動場所を提供していきます。



(イ) 健康づくり支援

■3033 運動の推進と運動の習慣化

未病の改善や健康づくりを目的に、県の 3033 運動を推進するための拠点づくりを行います。

- ・県が作成した「親子ふれあい体操リーフレット」「チャレンジカード」の配布
- ・ランニングやウォーキングの距離や消費カロリーが一目でわかるモデルコースの設定及びコースマップの掲示・配布
- ・ウォーキング距離や継続した期間に応じた「健康達成度カード」の発行
- ・「健康体操教室」や「早朝ラジオ体操」の実施
- ・老人会等への健康体操やウォーキング参加の呼び掛け
- ・Point!! 簡易運動機器の設置：健康を意識する利用者向けに、血圧計等の健康器具や雨天でも利用できる握力計やゴムチューブなど、簡易な運動器具を設置

(ウ) 利用者や地域の交流が生まれるイベント企画・運営

- ・地域関係団体との連携：グループ代表が築き上げてきた地域関係団体との連携を生かし「健康まつり」や「せせらぎまつり」などを継続開催し、地域交流を促進
- ・Point!! 地域交流イベントの開催：と連携した地場農産物や名産品等の販売会、地元飲食店等

と連携したマルシェなどのイベントを開催し、地域交流の促進及び公園の魅力向上

- ・地域スポーツイベントの開催：自治会や競技団体等と連携した地区別等の競技大会(パークゴルフ等)などを開催
- ・Point!! 花とみどりでつなぐ交流プロジェクト：交流花壇を設置し地域住民による種まき体験のワークショップを来園者に経験させることで植物を身近に感じてもらうとともに、ボランティア団体と協働したハーブ教室の開催、園芸相談や教室を開催し、市民参加型の園内の花の見どころづくりを実施
- ・定期的な意見交換：自治会や市との意見交換(公園へのニーズ把握、協働事業の実施等)を実施

(エ) 園内の快適さを高めるためのサービスや貸出し備品の充実

利用者から要望のある飲食の提供や日陰の創出などについて、サービスや貸し出し備品の充実を図り利用者の利便性を向上させます。

<サービスの充実> 日陰の創出：園内に日陰が少ないため、暑い時期に屋外にタープを張ってレジャーテーブルを置き、日陰で楽しめるスペースを確保 飲食の提供：イベント等来園者が多い日に、軽食やコーヒーを出すケータリングカー(自主事業)を配置するとともに、近隣飲食店と連携した出前サービスを提供 遊びや運動した後に補給したい飲み物や食べ物、アイスなどの自動販売機を設置 サイクリスト：駐輪スタンドや飲食スポットを配置 子育て支援：安心して授乳やおむつ替えをでき、ベビーベッドが配置された赤ちゃん用スペースを確保(ミルク用のお湯の提供も含め) 衛生面：入口に除菌スプレーや非接触体温計の設置

<貸出し備品の充実> 移動補助：ベビーカー・車いす 芝生で遊ぶ：ポップアップテント・レジャーシート 親子で遊ぶ：ゴムボール・バドミントンなどの遊び道具 生き物観察：ルーペ・双眼鏡などの用具 休憩：アウトドアチェア・ハンモック・日傘 自転車修理：自転車メンテナンス用具

イ 相模川を題材とした環境教育と防災教育を実践する公園づくり

河川公園である利点を生かした普及啓発イベントや活動を開催し、相模川流域の恵みと洪水の危険性を題材とした環境教育や防災教育を推進します。

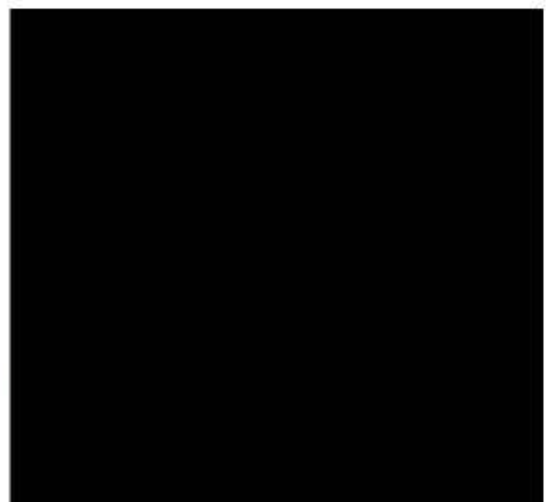
(ア) 流域連携による河川教育の実施

■Point!! 城山ダム～相模湾 流域見学会

本公園周辺に居住する親子を対象に、上流にある城山ダムや下流にある相模湾の見学会を実施します。見学会では、広く相模川流域を題材として、河川の恐ろしさや河川のもたらす恵みについて学べるプログラムとします。

■水道の歴史学習会

近接する横須賀水道橋や水道みちを題材に利水の歴史を学ぶプログラムを[]と連携して実施します。



(イ) 学校教育との連携強化

河川環境や防災についての学習機会を提供するため、河川専門家の出前授業や学校の校外学習の受け入れを実施。公園コーディネーターが事前に学校の要望や児童・生徒の知識レベルを聞き取った上で団体用プログラムを作成し、最適な学習内容を提供します。

学校向けプログラム
(境川遊水地公園)

(ウ) SDGs達成に向けた市民参加イベントと普及啓発

- ・ **Point!!** 川ごみ回収プロジェクト：相模川のごみ回収を行う普及啓発イベント(川ごみ回収プロジェクト)を開催し、川ごみが海に流れて海洋プラスチックになる流れを説明するとともに、SDGs「ゴール14」に係る海洋プラスチックの削減に実際に貢献
- ・ **Point!!** SDGs普及イベント：本公園の防災機能や環境教育の取組紹介に加え、県内でSDGs達成に取り組む企業や大学と連携し、公園まつりでの成果発表などSDGsへの理解を深める普及イベントを開催



(エ) 園内の多様な環境の活用

- ・ **Point!!** 自然観察園など園内の多様な環境の活用：河川や自然観察園の自然環境を学ぶため、「水辺の野鳥」「河畔林」をテーマとした自然観察会を開催。「親子向け自然体験教室」等のイベントにおいても、自然だけでなく、河川の危険性について意識啓発を実施。また、自然観察園の動植物を観察する時の視点をまとめた [] を作成・配布し、日常利用の中でも自然を学ぶ機会を提供
- ・ 相模川を学ぶパネル展示：パークセンター内に資料コーナーを設置し、相模川の恵みと危険性を学べるパネル展示を掲示
- ・ 三川おたすけポイント：エココインプロジェクトは「三川おたすけポイント」として継続し、行事やボランティア活動の参加実績に合わせ花苗等の景品を贈呈

鳩川における
水辺の生き物観察会

河川防災講座イメージ

(オ) 河川防災に関する講座や避難訓練の実施

- ・ **Point!!** [] して、県や市、関係機関等と連携した、地域を対象とする河川防災に関する講座や避難訓練を実施し、地域防災力の向上に貢献

ウ 広域的な利用の促進

- ・ **Point!!** サイクリングやウォーキングの促進：さがみグリーンラインなどを活用したサイクル・ウォークマップの作成とモデルルートの提案、津久井湖城山公園や辻堂海浜公園などの相模川周辺にある県立都市公園と連携したサイクリングスタンプラリーの開催。本公園が経由地となる県央地域県政総合センター提案のモデルコース(旅たび相模周遊モデルコース)とのリンク。駐車場やパークセンター前に駐輪スタンドを設置し、窓口で電池やパンク修理道具、エナジー食品の販売を実施

旅たび相模周遊
モデルコース

- ・ **Point !!** 〃と連携した公園や都市の魅力向上：海老名駅周辺では、〃を推進中。海老名駅から徒歩圏の本公園では、〃に取り組むこととしており、今後、本公園と都市の魅力向上に向けイベント等様々な取組を実施

エ 新しい生活様式への対応やIT技術の活用による利用促進

(ア) 新しい生活様式に対応したイベント開催の工夫

公園は、コロナ禍においても、人々が屋外の新鮮な空気の中で、花や緑に癒されながら散歩や運動を行い、心身の健康を維持する場として、社会的に重要な機能を有しています。本公園でも、感染防止対策を徹底しながら、ニーズに沿ったサービスの提供等を行うことにより、社会インフラとしての公園機能を最大限発揮してまいります。

ステージ1 平常時

感染対策の必要のない時期においては、これまでの計画を確実に実施

ステージ2

感染対策を講じた利用促進

感染防止対策を講じつつ、公園の魅力を発揮するプログラムの実施

ステージ3

緊急事態宣言等

密を回避した公園利用の計画

■ステージ2における対応

イベントを開催するにあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、グループ代表が策定したガイドラインに沿った対策を講じながら開催します。広場を囲って、受付を設け、体調確認等をするなど、工夫をこらしたイベント開催により、密の回避や利用者の健康状態の把握等を行います。

With コロナにおける健康づくり：3密を避けた一人でも取り組める健康づくりとして、園路を活用した、利用者の体力や好みに応じたウォーキング・ジョギングコースの設定や、運動補助となるボール貸出によるセルフプログラムを充実します。

■ステージ3における対応

園内放送や園内掲示による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備に取り組めます。

(イ) テレワーク利用の支援

園内でのテレワーク需要に対応するため、フリーWi-Fiの設置を行います。

(ウ) IT技術の活用による利用促進

新しい生活様式や子育て支援や魅力発信などで、IT技術を活用した利用促進策を推進します。

■Point!! 三川チャンネル

- ・開花編、安全編、学習編の3コンテンツを配信
- ・ドローンや360度カメラを活用した相模三川公園のプロモーションムービーを作成し、三川チャンネルで、「はじめての相模三川公園」と題して配信
- ・三川チャンネルでは、アナウンス、字幕を挿入し、障がい者等にも配慮した動画を提供



テーマ	三川チャンネル配信内容
開花編	四季おりおりの園内の見どころを紹介する動画。例えば、桜の開花状況等を動画で配信することで、毎年訪れていた来園者が自粛中でも桜並木を満喫できる。
安全編	災害発生後の園内の被害状況等を動画で配信し、園内状況を的確に把握してもらうことで利用者の安全意識を高める。
学習編	公園を題材とした学習動画。テーマは、例えば「運動教室」「樹木診断」「河川」「生き物」「造園教室」などで、地元の方や専門家を講師に迎える。可能な場合には双方向LIVE配信の導入も行う。

■SNS発信力を高めるフォトスポット

SNS愛好家にとっての魅力を高めるため、写真をSNSで投稿・拡散したくなるように、綺麗な花や壮大な眺望などの本公園の魅力を維持しつつ、写真映えするスポットなどを作成します。



オ 繁忙期・閑散期に応じた利用促進

(ア) 繁忙期の利用促進

春の桜のシーズンや大型イベント開催時には、駐車場が満車となるため、スポーツ広場臨時駐車場の活用や公共交通機関での利用を促すなど、渋滞対策を行います。

滞留者の対応に努めます。

(イ) 閑散期の利用促進

閑散期となる冬季には、凧あげ祭り、冬にも野鳥観察会を開催するほか、七夕、クリスマス、雛飾りなど、季節の行事に合わせた展示等により年間を通じた魅力づくりに取り組みます。

カ 主な利用促進プログラム 年間予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域	桜	せせらぎまつり		七夕飾り	盆踊り大会	健康まつり	マルシェ	せせらぎまつり	クリスマス飾り	凧あげまつり	雛飾り	桜
	子どもの居場所づくり「三川FunPlace・School」											
	自治会や市等との定期意見交換(ニーズの把握等)											
スポーツ・健康	親子ふれあい体操教室	パークゴルフ教室			パークゴルフ教室	親子ふれあい体操教室	パークゴルフ教室	パークゴルフ教室	パークゴルフ教室	サイクリングステーション		パークゴルフ大会
	早朝ラジオ体操											

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生きもの	交流花壇植付会	野鳥観察会	自然観察会		水辺の自然観察会	交流花壇植付会	ハーブ教室 園芸教室	野鳥観察会		野鳥観察会		野鳥観察会
河川				流域連携 相模川学習会		SGDs 普及 イベント						ゴミ回収 プロジェクト
IT	三川チャンネル配信・テレワークスペースの設置											

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 条例別表第5の有料公園施設に関する事業の実施方針

(ア) 利用を促進させる取組

軟式野球場などの有料施設は、

そこで、様々な媒体を使った広報を展開するとともに、平日の利用率を高める工夫として、大学や地域等に働きかけ、運動サークル活動や地域行事等での利用を促します。

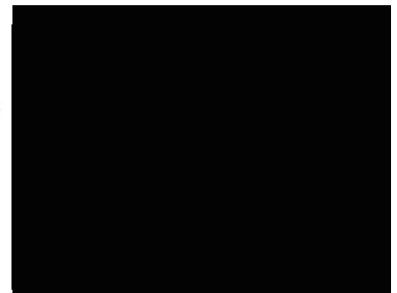
大会やイベント等により運動施設を活用する場合は、利用者団体間や関係者との調整を行いながら、相応の期間をもって周知し、円滑な利用調整を実施します。



軟式野球場

(イ) 各種イベントの開催と広報

- ・パークゴルフ教室：パークゴルフ場では、の協力ののもと、パークゴルフの普及やスキルアップを目的とした教室を開催し利用増を図ります。また、初心者向けの講習会や親子向けの体験会、大会を開催するなど、3世代で楽しめるスポーツとして新たなユーザー獲得を目指します。
- ・多目的グラウンド：中心に、子育て中のママや、スポーツ初心者等を対象として、フットサル教室等の健康プログラムを開催します。幅広い世代における未病改善対策を推進し、スポーツの裾野を広げるとともに、ゆるやかな地域コミュニティの醸成を図ります。
- ・施設の広報：周辺企業や地域への紹介、と連携した広報等により施設の利用促進につなげます。



多目的グラウンド

イ 駐車場に関する事業の実施方針

本公園の駐車場は、繁忙期の渋滞対策の他、令和4年度からの「ふれあい広場駐車場」の有料化本運用に伴う利用者への周知や丁寧な説明と、スポーツ広場の駐車場(臨時駐車場を含む)利用者への、冠水の恐れを伝える十分な注意喚起が必要です。

また、年間を通じて公園の魅力を高めることで駐車場の利用促進を図る一方で、満車による駐車場待ち時間を少なくするための工夫として、混雑予測をホームページに公開し、公共交通機関や自転車などでのご来園を促すなど、気持ちよく公園を利用していただく、きめ細やかな対応を行うことが、その後の利用促進にもつながると考えます。



ふれあい広場駐車場

混雑緩和	・来園者の多い桜開花時期、イベント等は、誘導員を配置し、車列の整理やスポーツ広場駐車場への誘導、必要に応じて、スポーツ広場臨時駐車場の開設や近隣駐車場の案内など県東部センターと協議の上、臨機応変に繁忙期の渋滞対策を実施 ・公園ホームページ等の SNS を活用して、駐車場の利用状況のリアルタイムな情報を発信。長年の経験と実績に基づいた「駐車場混雑予想カレンダー」を作成し、ホームページ上で公開して待ち時間の減少などに繋げる	Twitter 情報発信 (秦野戸川公園)
配慮 おもてなし	・環境と人体への更なる配慮として、園路等に面した駐車区画に対しては前向き駐車をお願いする掲示物等を設置し、歩行者や隣接民家に配慮 ・駐車場は公園の主要な出入口として、貼紙や看板により“歓迎の言葉”“感謝の言葉”を表現し利用者に感謝を伝える	

ウ 自動販売機に関する事業の実施方針

利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、河川敷を除く、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。

■利便性向上の対策

継続	他公園でも導入実績のある災害支援ベンダー(大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供)、バリアフリー対応(車いすでも購入しやすい機種)を導入	ふれあい広場自動販売機
新規	スマホアプリの運動(歩数に応じたポイント加算と飲料交換の機能)を持ち、ウォーキング等の利用を促進／キャッシュレス対応／自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組みについて看板等で PR(県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組)	

■事故防止対策

防犯	現金盗難防止のための各種ロック(バーロック・アームロック)を設置／高頻度の現金回収の周知／防犯カメラ(ダミーカメラ含む)や警報器の設置／地元警察との連携(情報共有、迅速な通報(被害届)、重点パトロールの依頼等)
転倒防止	地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

(3)多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

私たちは、多様な手段を用いた広報活動を積極的・戦略的に実施することで、多くの方々の公園の認知度を高め、公園を利用するきっかけを提供します。その際、広報目的や対象者に応じて、適切な手段、媒体、時期、情報の種類を選んで情報発信を行っていきます。特に、広域的なアクセス性が向上している本公園では、潜在的な来園者に公園の魅力を発信していくことが重要と考えます。

ア 多様なターゲットへのWEBを活用した広報・PR

多くの世代が行楽地を調べる WEB 上の広報ツールを活用し、タイムリーできめ細やかな情報発信を行い、日本全国から注目を集めます。

- ・公園 HP の運営：公園の情報を総括的に発信する HP として、施設概要、有料施設予約情報、障がい者等への配慮情報など基礎的な情報を発信します。また、荒天時の周知や花の見所、イベント情報などを HP で周知します。

- ・ **Point !! SNS(旧 Twitter)の活用** SNS 愛好家に魅力的な桜並木の開花情報や綺麗な花壇の様子を頻繁に投稿して全国から注目されるよう努めるとともに、即時的に求められる防災情報や緊急事態時の開園状況などをタイムリーに発信します。
- ・ **Point !! YouTube チャンネルの開設** YouTube に開設する公式チャンネル「三川チャンネル」でプロモーションムービーやテーマ別のコンテンツを継続的に配信し、本公園の魅力を全国に発信します。



三川チャンネルは、[redacted] やグループ代表管理の他の公園の YouTube・HP とリンクさせ、スケールメリットを生かして視聴者の増加を図ります。

- ・ **外部ウェブサイトへの情報提供**：子育て世代向けの情報サイト、[redacted] 等の外部のウェブサイト積極的に情報提供を行い、幅広いユーザーに情報を届けます。

イ 地域に根差した情報発信

私たちがこれまで築いてきた関係機関とのネットワークを生かし、地域に根差した媒体にイベント情報や開花情報の掲載を行い、来園したくなるような情報発信を行います。

また、公園コーディネーターが地域の企業や自治体、地元団体などを周り、旬な話題を提供します。

自治体広報誌：「県のたより」や「広報えびな」に旬な公園情報の掲載を依頼
 地域自治会：回覧板や掲示板等を活用したイベント情報の周知
 地域情報誌：「タウンニュース」などに旬な公園情報の掲載を依頼
 駅・商業施設：イベント情報などのポスター掲示を依頼

ウ 広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

潜在的な来園者が利用している交通機関や関係団体との連携により広域的な情報発信を行います。

鉄道：[redacted] 駅構内でのポスターの掲示やチラシの配架依頼を実施
 高速道路：サービスエリアにおいてチラシ等配架の依頼
 周辺店舗等：サイクリストの立ち寄りスポットにチラシの配架
 マスコミへの情報提供：テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報や花の見ごろなど話題性のある内容の積極的な掲載依頼

エ グループ独自の広報ツールの活用

花とみどりのフォトコンテスト開催：グループ代表が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」の開催や、その入賞作品を中心に構成したカレンダー(1部 500円(税込))の販売により、本公園のPRを実施
 かながわパークナビの発行：グループ代表が管理する公園等のイベントや旬の情報を発信するフリーペーパー(年2回発行)において、本公園の紹介記事を掲載
 サカタのタネ会員向けメールマガジンの配信

オ 公園利用者数の目標値

周辺地域の都市化に伴う人口増や広域アクセス性の向上、公園の魅力向上などに伴い公園の利用者増が期待できる一方で、河川敷のスポーツ施設等は天候や気象状況の影響を受け、その予測は難しく、年によっては大きな影響を受けるといったリスクを抱えています。実際、H29～R1の利用者数も数万人単位で変動しています。

そこで、そうしたリスクも加味しつつ、公園利用者数の目標値としては、H29～R1の平均利用者数 434 千人から、指定管理期間の 5 年間で 5 % 増の 456 千人を目指します。

(単位：千人)

年度	目標人数
R4	434
R5	439
R6	445
R7	450
R8	456

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みに加え、せせらぎ祭りにて [REDACTED] の PR を実施

計画書5 「自主事業の内容等」

(1)公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に自主事業を実施します。料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの相場を考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県厚木土木事務所東部センターの許可を得て実施します。収益については、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

ア ケータリングカー・売店

運営は、それぞれの目的にふさわしい専門業者へ業務委託しますが、グループ代表が業者を指導監督し、利用者へのサービス向上に努めます。また、店舗への食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守させ、安全な食品を提供します。大規模災害が発生した場合には、店舗内の飲食物を無償で提供し、店舗スタッフも災害対応に協力します。

障がい者就労支援のため、グループ代表が定める「障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する方針」に基づき県内福祉施設等への出店を呼びかけます。

■運営方法概要

内 容	提供品目	備 考	営業期間
ケータリングカー	カレー、お弁当、焼き菓子等	園内全域で食事が楽しめるよう、テイクアウトを前提として運営	イベント等 来園者が多い日
売店	パン、焼き菓子、ソフトドリンク等		毎週土曜日

■実施体制等

委託内容	商品の仕入れ、接客、販売等、運営全般。通年の営業企画、顧客満足度調査(CS)実施
選定方法	・ [] を優先的に活用する等、地域と連携した運営 ・ 「障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する方針」に基づく優先発注 ・ 暴力団排除条例やコンプライアンスを重視し、接遇や障がい者対応等を推進 ・ 概ね2年間の営業実態を見据え、3年目を更新の年度とし、再度、関連事業者からのヒアリングを行い、本公園にふさわしい事業者の選定を実施 ※顧客満足度調査(CS)を実施し、来園者動向やニーズを把握し、3年目以降の営業内容に反映させます。売店の諸設備への投資等が考えられるため単年度毎の更新はしません。
指導監督等	・ 店舗への食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法の遵守 ・ 必要に応じて、消防署への届出(防火対象物使用開始届) ・ 清掃や接客態度

イ 物販

パークセンターで、公園の魅力と利用向上につなげる販売物を提供します。

物販内容	・ 「サカタのタネ」オリジナルのシードファン(種まきセット)の販売 ・ 「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」の販売(グループ代表が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を中心に構成) ・ 自転車用品(パンク修理道具、エナジー食品等)の販売 ・ レジャー用品(敷物、玩具、おむつ、電池等)の販売
料金設定	カレンダー800円/部、サカタのタネオリジナルのシードファン550円/セット、自転車用品200~1,300円、レジャー用品100~500円
営業期間	毎日(年末年始を除く) 9:00~17:00
実施体制	公園スタッフによる直営
その他	物販の収益の一部を、公園の魅力向上や周辺地域の緑化推進等に還元

<令和7年度実施内容>

- ・ 前年度までの取組みを引き続き実施

計画書6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定(有料施設がある場合のみ)

ア 有料施設

(ア) 利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

利用料金制度は、指定管理者に料金設定の裁量を与え、利用者増、利用料金収入増を図り、維持管理業務への充当や利用者サービスの向上につなげる制度です。この制度の趣旨をふまえ、条例の上限内で周辺類似施設との料金バランスや利用者層をふまえた上で、料金を設定し、利用動向に応じた効率的な運営やサービス向上により、利用者増と料金収入増に努めます。

(イ) 利用料金を徴収する施設及びその料金設定(時間、期間)の考え方

野球場及び多目的グラウンドは、平日利用を促進する目的で、平日料金を半額に設定します。また、パークゴルフは子供も利用しやすい環境を整えるため子ども用コースの利用は無料とします。

区 分	単位	利用料金	上限額
軟式野球場	平日	2時間 NEW 1,060 円(530 円/時間)	1,060 円/時間
	土日休日	同 2,120 円(1,060 円/時間)	
少年野球場	全面 平日	同 NEW 920 円(460 円/時間)	半面利用 460 円/時間
	全面 土日祝日	同 1,840 円(920 円/時間)	
	半面 平日	同 NEW 460 円(230 円/時間)	
	半面 土日祝日	同 920 円(460 円/時間)	
多目的グラウンド	全面 平日	同 NEW 600 円(300 円/時間)	半面利用 300 円/時間
	全面 土日祝日	同 1,200 円(600 円/時間)	
	半面 平日	同 NEW 300 円(150 円/時間)	
	半面 土日祝日	同 600 円(300 円/時間)	
パークゴルフ	大人(高校生以上)	回 200 円	200 円
	中人(中学生以下)	回 100 円	100 円
	子ども用コース	回 無料	記載なし

駐車場

料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮したうえで公の施設として相応の設定とし、県厚木土木事務所東部センターの許可を得て実施します。(自動販売機も同様です)

有料駐車場	ふれあい広場駐車場	有料期間	通年の土日祝日	開場期間 開場時間	通年 8:30～17:00
無料駐車場	スポーツ広場駐車場 〃 臨時駐車場	開場期間 開場時間	スポーツ広場利用日及び土日祝日 8:30～17:00		
駐車台数	ふれあい広場駐車場：普通車 101 台(うち障がい者用 4 台) スポーツ広場駐車場：普通車 80 台 〃 臨時駐車場：普通車 120 台				
駐車料金	普通車		400 円/回		
	二輪車		100 円/回		
実施体制	駐車場は有人で行い、料金徴収、出入庫管理や精算等は委託/グループ代表は委託事業者の統括として指導監督を行うとともに、場内清掃や繁忙期の誘導等の現場対応を直営で実施				
業務委託内容	料金徴収、売上金収納管理、釣銭補充等				
指導監督方法	指定管理者として、日々の売上報告等について監督し、必要に応じて、指導				

ウ 自動販売機

自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

設置台数	9 台	営業期間	通年
設置場所	パークセンター内、ふれあい広場駐車場、夕焼けの丘、スポーツ管理棟横		
販売品目	清涼飲料水、アイスクリーム		
販売価格	飲料 110 円～220 円程度(缶、ペットボトルなど) アイス 150 円～250 円程度		
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託		
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応		
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ対策、月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導		
委託業者選定	上記提案内容で実施できることを条件に選定		

(2) 減免の考え方

ア 有料施設

料金の減免については、施設特性、利用特性に応じた独自の減免規程を設け、県都市公園条例第 36 条に基づき、県の承認を得て行います。減免については、事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、減免の対象を決定しますが、一方で一般の利用者に対して不公平とならないように配慮します。

なお、障がい者や社会福祉団体、教育機関及びその関係団体が行う児童・生徒を対象とした利用については、全額減免とします。ただし、全額減免の対象であっても、大会主催者などが入場料を徴収する場合には、半額減免とします。

イ 駐車場

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

減免対象	<全額免除の対象>
	(1)社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合
	(2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合
	(3)地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合
	(4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合
	(5)身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が公園施設を利用する場合
	(6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合

ウ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

<令和 7 年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。

公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園は、運動施設を有する公園であることから、多様なニーズに応えられるよう、ユニバーサルなサービスや誰でも気軽に声のかけやすい環境づくり、丁寧な受付・案内を行います。



スタッフユニホーム
(グループ代表公園)

おもてなし 五箇条	対 応
笑 顔	常に明るく笑顔で対応します。
挨拶	お客様に積極的に挨拶をします。
身だしなみ	ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。
誠 実	問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。
カイゼン	お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

利用案内の 手引き(仮称) の作成	基本情報、利用ルール、施設の利用案内、花や自然のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手帳を作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通認識で対応します。
おもてなし バッグ携帯	コミュニケーションボード、公園パンフレット、飲料水、救急箱、ゴミ袋、利用案内の手引き(仮称)をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、対応に備えます。
窓口対応	・公園パンフレット、周辺施設のパンフレットを配架 ・利用者サービス向上を目的としたタブレット端末での情報提供
電話・メール 対応	・接遇マニュアルに基づき、丁寧に対応 ・お問合せメールに対しては、通知機能を活用して素早い返信を徹底
情報の共有 による利用 者サービスの 向上	・朝礼、昼礼等により、公園スタッフ全員が常に正確かつ最新の公園情報を把握 ・連絡ノート等の情報伝達ツールを活用 ・全体会議(月1回)において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報を共有 ・日々発生する遺失物に関しても職員間で情報を共有し、“施設占有者のしおり(神奈川県警察本部)”に則り適切に処理
利用環境の 向上	・案内看板やシート配布によるセルフガイドの提供 ・フリーWiFiの設置
ユニバーサル サービス	子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービスを提供します。詳細は計画書7(3)参照

ウ 利用者への公園の利用指導及びその研修等

快適かつ公平・公正に公園を利用していただくことを第一とします。公園利用には多様なニーズがある中で、すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、当公園では犬のノーリード、希少植物の盗掘、運動施設外でのバット素振り、無許可でのドローン使用なども禁止とします。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策ルール[※]を策定し、周知徹底を行います。※新型コロナウイルス対応の詳細は計画書9(2)参照

■利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

利用ルールの主な項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ポイ捨て、不法投棄、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、迷惑行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用、大のノード等
花見客への対応	ポイ捨て、不法投棄、火遊び、破壊行為、迷惑行為、
施設の適正な利用方法	・遊具：日本公園施設業協会が発行する年齢シールを遊具に貼付するとともに、遊具に応じた利用ルール看板を設置 ・運動施設：貸出し備品の整理整頓や利用後のグラウンド整備の徹底、観戦マナー等を受付時に周知するとともにルール看板を設置
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知し、対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

さらに、繁忙期となる桜の見頃時期には、禁止行為(ポイ捨て、火気厳禁など)周知の仮設看板を複数設置し園内の秩序を維持します。

看板等による周知	- 利用ルールについては、園内看板やホームページ、パンフレット、園内放送等で広く周知 - 外国人の方を含め多様な利用者に周知するため、自主財源によりJIS規格に準じたピクトグラムを用いたサインを設置
対面での丁寧な説明	- 条例や規則等に規定された利用ルールについて、根拠だけでなく趣旨まで含め、丁寧に説明し、理解を求める - 利用ルールの説明にあたっては、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応 - スタッフは利用ルールが記載された「利用案内の手引き(仮称)」を携帯し、共通の認識のもとに対応

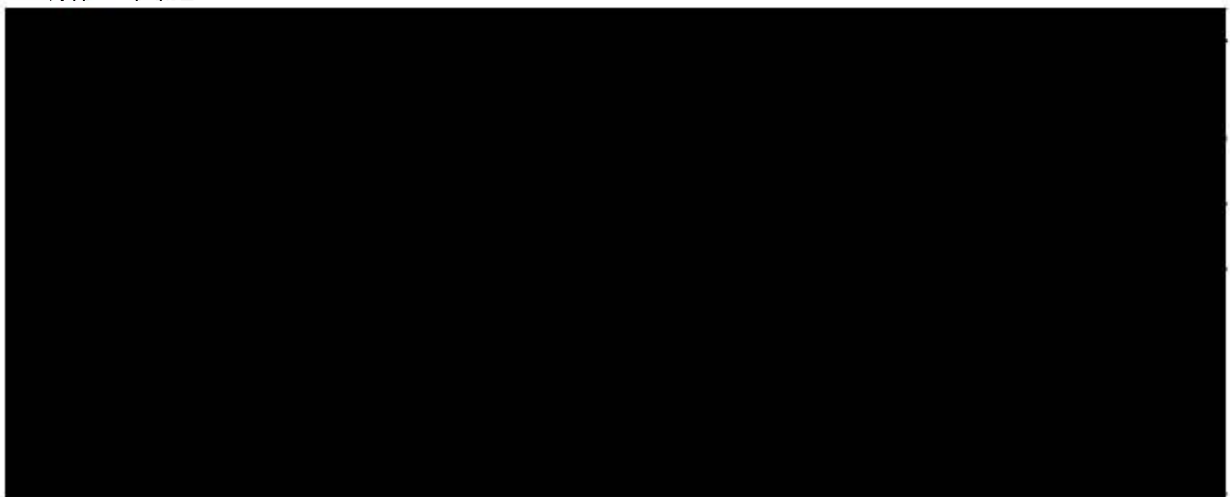
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

公園スタッフがホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

■接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

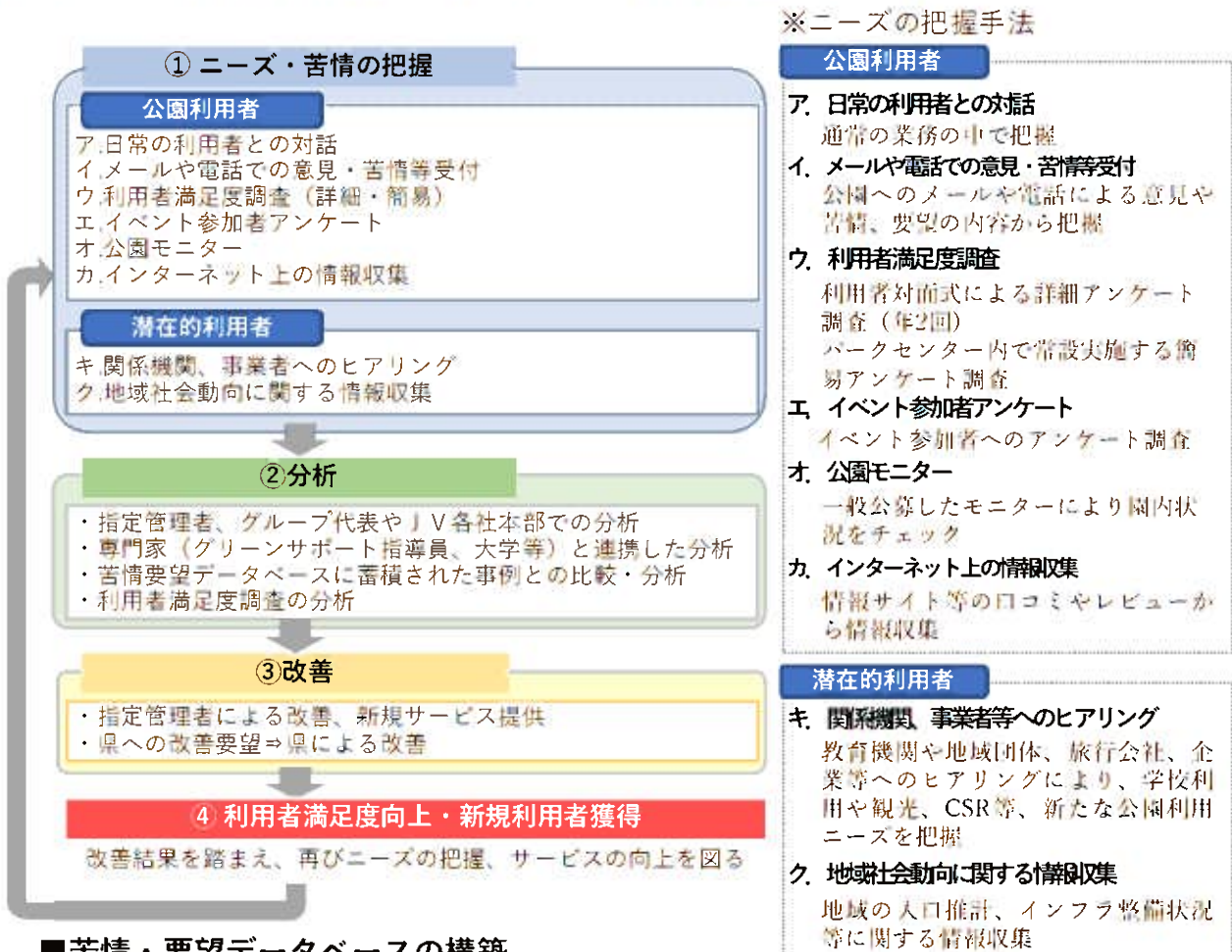
■研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

ア ユーザーニーズの把握と反映の仕組み

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



■苦情・要望データベースの構築

グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

海老名市では中国・韓国・ベトナムをはじめとする外国籍住民も多く、次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、

と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。

- ・利用案内 JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置
- ・ホームページの 4 国言語対応(QRコードを活用)
- ・翻訳機器や翻訳アプリの導入
- ・英語コミュニケーションボードの設置
- ・公共交通機関の多言語案内の配布
- ・パークセンター内にフリーWiFiを設置
- ・が作成した「やさしい日本語でコミュニケーション」を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入
- ・作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方(身体、知的、精神、心身の機能障害等)とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

物理的 環境配慮	パークセンターで車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成
意思疎通 配慮	視 覚:点字パンフレットの導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 聴 覚:職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意(ホームページ、メール、FAX) その他:「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が点在し、施設での団体来園が多いため、園内への車両乗入れ対応等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

対応	
車いすの貸出／園内への車両乗入れ対応／	職員による対応／パークセンターでの老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

ふれあい広場や夕焼けの丘周辺を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、おむつ交換台の設置等により子育て支援策を充実します。

対応	
授乳スペース・おむつ交換台の設置／子ども用便座の貸出／小便器へ男児用の踏み台の設置／調乳用温水器の設置／掲示物へのルビ振り	

(4) 神奈川県手話言語条例への対応(利用者対応の取組について)

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

■提案内容の実現に向けたバックアップ体制

本部のバックアップ体制：グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

公益事業としての予算の充当：ピクトグラムの設置や点字パンフレット、4 か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs 推進事業積立資産」も活用して予算を確保します。

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

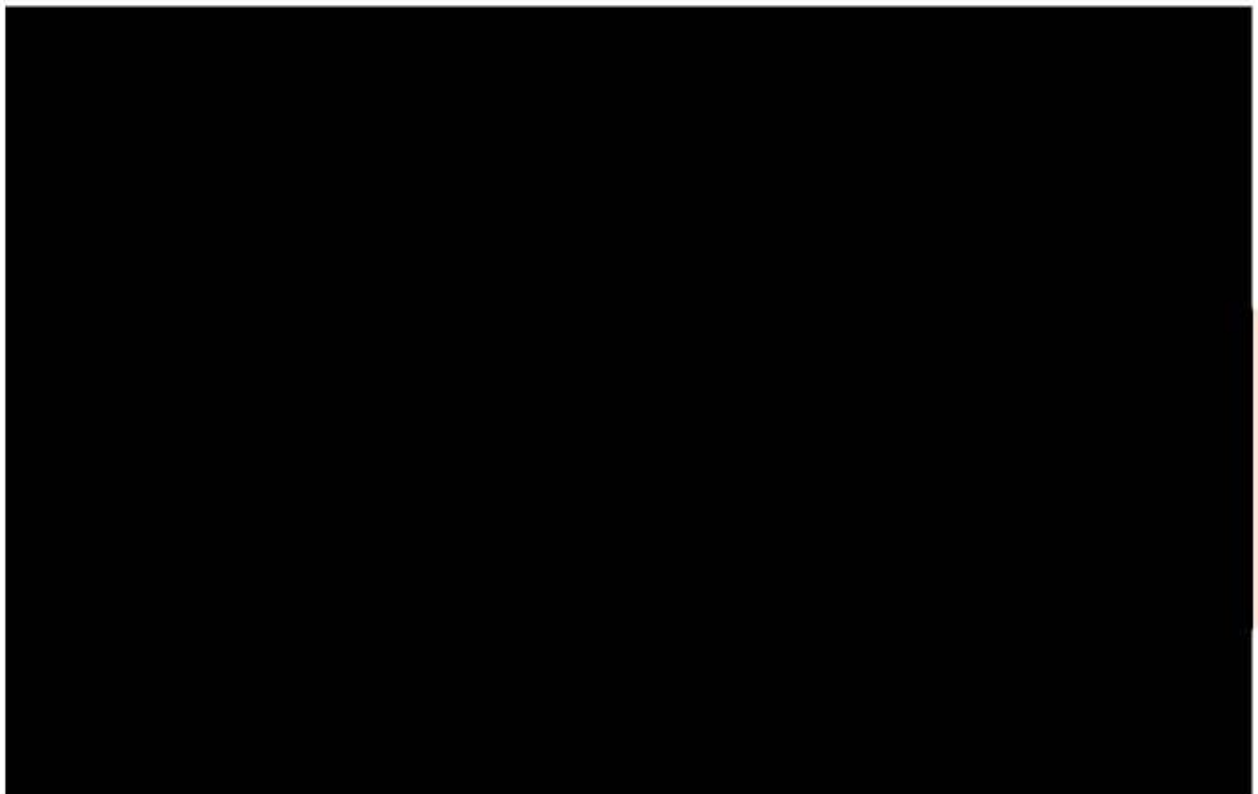
■ リスクマネジメントの考え方

① リスク抽出	② リスク分析・対策	③ 業務への反映と研修
・業務上のリスク洗い出し ・利用者・職員の視点の採用 ・過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	・緊急度に応じたリスク分析 ・急を要する事案への即時対応 ・長期的な対応への暫定措置、県協議	・対応結果のハザードマップへの反映 ・事故不祥事防止会議、ミーティング ・リスクマネジメント研修による意識向上

本公園の特性	リスクとその対応
スポーツ、遊具、鳩川での水遊び等、アクティブな利用形態に合わせた対応	運動中の転倒、遊具利用集中に伴う接触、鳩川内での怪我等の事故の恐れ →グラウンド等のコンディション確認と注意喚起、整地、施設点検等の実施 →大型遊具等の利用ルールの周知と巡回指導、施設点検の確実な実施 →川遊びのルール周知、川底の危険物確認、注意看板設置と増水時の利用制限
高齢者、親子利用など利用者に合わせた対応	園路、ベンチ等での熱中症や怪我等の恐れ →高温時の注意呼びかけ、高齢利用者等への声掛け、慣れを防ぐ巡視の工夫 →園路等、公園施設の段差や不陸、劣化等の早期発見と対応
自然観察園の樹林地内での安全確保	樹木倒木による人身被害、人通りの少ない個所での事故の恐れ →樹林地内園路をパトロール重点箇所を設定、崖など危険箇所への侵入防止対策 →日常及び台風前の樹木点検と対策、樹林地管理計画による危険木の管理
増水に対する安全確保	ダム放流など急な増水による被害、増水後の施設異常に伴う怪我等の恐れ →急な増水への注意喚起と増水時の利用制限、冠水後の早期点検と復旧対応

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制の確立に加え、関係機関や地域等と連携した体制強化、情報共有や巡視等の徹底により、事故等を未然に防ぎます。



事故不祥事防止会議：グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施します(原則月1回)。また、グループ内で情報共有と再発防止をもとに図ります。

定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等：月1回、園長・副園長・総括管理主任・公園管理主任・業務主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めます。



定例主任会議(秦野戸川公園)

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日常巡視を安全管理の基本と捉え、点検と連動した速やかな安全対策を行います。
“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫：「ふれあい広場ゾーン」や「自然観察園ゾーン」等のエリア毎に、毎日異なる職員が巡視することや逆回りの巡視などにより、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

全園一斉施設点検パトロール：グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い(年1回)、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
遊具	・毎朝、目視・触診等による日常点検を行うとともに、年2回の専門業者による定期点検を実施。異常時には利用を中止し専門業者による精密点検や修理を依頼。点検結果により「使用不可」の判断となった場合には、直ちに使用禁止とし県東部センターへ報告して対応について協議 ・点検記録は履歴書を作成保管し、随時更新
鳩川沿い	・川底にあるビンやガラス片などの清掃、除去の徹底 ・裸足での川遊びの禁止などの利用ルールの周知、注意看板設置と増水時は利用制限
樹林地や植栽木	・枯損木や枯枝、倒木の可能性があるエリア(自然観察園ゾーン)は特に重点的なパトロールを実施。強風や大雨後には点検・巡視を行い、危険木の早期処理を行う ・などの危険箇所を立入禁止し、看板とロープ柵を設置して安全対策 ・本公園に隣接する住宅に配慮し園端部の草刈り、枝落とし等の実施
園路・階段	・舗装の劣化等による段差、や陥没による不陸等の点検、補修 ・などを重点的に点検

大型複合遊具
日常点検

(イ) 日常作業の安全確保

■来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	・来園者の多い土日祝日や子どもの多い時間帯の作業、近隣への騒音防止のための早朝作業の抑制
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知
農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有



R-刈-式刈払機

■作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認(明るく見通しがきくか)
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数(WBGT)を加味した作業計画の作成(作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む)、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具(保護メガネ、安全靴、プロテクター)の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・スズメバチ対策(トラップ設置、ボイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等)の実施

空調作業服
職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。

**作業後：ふりかえり、次回への反映**

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策**(ア) 園内での具体的な防犯対策**

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

■パトロールの充実強化

日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少

(イ) 地域と一体となった防犯対策**■公園の活性化による防犯**

地域との交流や日常的に散歩等で利用される方への積極的な声掛けなどで顔の見える関係を築くなど、地域に親しまれ見守ってもらえる公園づくりを行い犯罪を防止します。

ボランティアとの連携：本公園で活動する様々なボランティアの防犯や事故防止に関する情報を活動報告書に記載してもらうとともに、日頃の交流を通じてその情報を共有し、公園の防犯対策に反映させます。

■地域の関係機関(市町村、自治会、警察、消防、学校、学童保育所等)との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、学童保育所、自治会と顔の見える関係を構築します。

地域情報の収集と発信：神奈川県警察が発信する「ピーガル君こども安全メール」や

海老名市が配信する「えびなメールサービス」へ登録し、地域の不審者情報等を収集し、必要に応じて、その内容を園内放送や掲示板にて周知します。

子ども 110 番の家：子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物や施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物や施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じた消防署の指導や、消防署指導の消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備して遵守します。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで職員の意識や技能向上のための研修をします。



(2)樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園では、特に、住宅地に隣接した鳩川沿いの老木化した桜並木や樹木、相模川沿いの高木、新たに開園した自然観察園ゾーンの自然状態の樹林地について、倒木や落枝等による災害を未然に防止するための注意が必要となります。このため、日常の巡視において、園路沿いや民家付近などを中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病害虫の状況を確認し、必要に応じて、伐採や樹木医による診断、病害虫防除等を速やかに行います。また、自然観察園の樹木伐採の可否なども県に相談いたします。

日々の巡視や状況に応じた迅速な安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、確実な災害の未然防止に努めます。



公園境界部(令和2年度撮影)

<日常の点検と対応>

- ・広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- ・樹木高所からの落枝の未然防止、枯損木の処理
- ・危険な生物(スズメバチ等)の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの樹木間伐

<集中的な点検時における対応>

- ・台風等での倒木に備え、特に住宅地に隣接した園路、自然観察園ゾーンを重点に枝落とし等を実施
- ・台風の発生頻度が高まる夏前にパトロールを実施し、必要に応じて周囲の立入禁止や除伐を実施

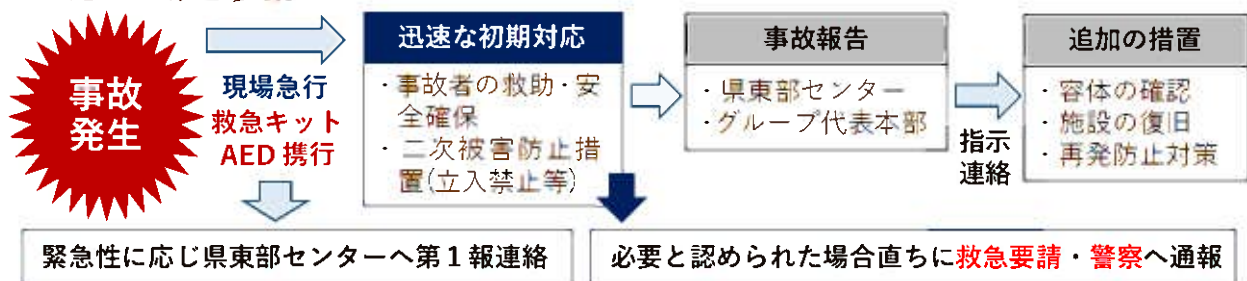
(3)事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方法(対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む)

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

①準備段階	②事案対応段階	③回復段階
職員の対応能力確保(資格取得・研修) 関係機関との連絡体制構築 対応訓練の実施	迅速な初期対応 二次被害防止措置 関係機関へ連絡・報告	容体確認、施設復旧 事例の共有(会議、事例集) 再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時の具体的対応(利用者の安全確保)

- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両要請と車両進入路確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに県東部センター及びグループ代表本部に報告し対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応(情報連絡・事後対応)

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故防止対策会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議(必要に応じサカタと情報共有)

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

事案の内容に応じ、関係機関と連携し、迅速に対応します。夜間等、職員不在時は、委託警備員が緊急連絡網により園長等に情報伝達し、状況に応じて緊急参集し対応します。

犯罪予告	・速やかに県東部センターに報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県東部センターと調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに県東部センターへ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

エ 外国人、障がい者、高齢者対応

事故発生時等における外国人、障がい者、高齢者の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため、心のバリアフリーに配慮しつつ、安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペースの確保などを図ります。

■安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	・バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ・貸出用車いすの提供 ・避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	・筆談、コミュニケーションボードの活用 ・注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ・自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	・落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

■多言語や「やさしい日本語」の活用

やさしい日本語への変換例

来園前に注意を呼び掛ける S N S や現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、
も活用します。

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください

“救護所”の多言語表示の例

けがを なおしてくれるところ
First Aid
救護所
구호소

■災害時多言語情報作成ツールの活用

「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。

■避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行困難な利用者の避難を助けます。また、パークセンター内に救護スペースを確保し、簡易ベッド等を常備します。



車椅子牽引補助装置
(境川遊水地公園)

オ 不祥事案(個人情報の流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等)を認知した際の対応

対応	内容
①不祥事防止策の徹底	組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
②発生時の迅速かつ誠実な対応	不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
③再発防止策	その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書 9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が急病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的な対応

■対応の流れ

※事象ごとの対応は別表記載

① 状況確認	② 応急手当	③ 救急要請	④ 報告
・現場に急行 ・傷病人の容体確認	意識がない場合は心肺蘇生、AEDの活用	・必要に応じて救急要請 ・進入経路の確保	・県東部センター ・グループ代表本部

■主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対 応
樹林地内での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置、状況に応じて作業車での搬送
蜂刺され	ポイズンリムーバや流水による毒抜き、アナフィラキシー等の恐れがある場合は、救急要請
グラウンド利用中の怪我等	AEDを現場に持参、打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日陰への誘導・搬送
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

■近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

パークセンター、スポーツ広場管理棟に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

新規 幼児安全法支援員資格取得
園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック(除細動)、気道異物除去)、こどもの病氣と看病のしかたについて学びます(幼児安全法支援員の資格取得)。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

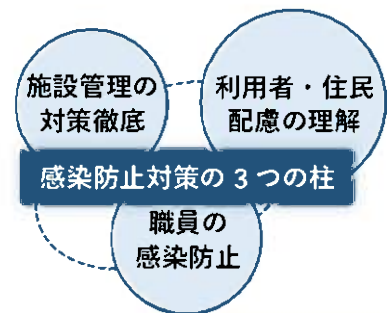
ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

コロナウイルス感染症の蔓延防止(発生させない、拡大させない)はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動の場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

なお、ガイドラインについては「県の新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」に沿って、適宜見直しを行います。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
- 体調が悪い時には利用を控える - 時間、場所を選びゆずりあう - 人と人との間をあける - 小まめな手洗い - 咳エチケット - 接触確認アプリの導入	- 遊具、ベンチ等利用接触部の清掃徹底 - 受付窓口等にシート等で飛沫防止 - 車椅子等貸出物品は速やかに消毒、密となる時間帯の情報提供 - 園内放送での密回避の呼びかけ - 神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

	利用者に協力を促す事項	維持管理の対応
各施設共通の対応	発熱等の症状がある場合は利用を控える／利用前の手洗い消毒／人との距離を2m(最低1m)確保／大きな会話、密接した会話を避ける	入口受付等に手指消毒液を設置／窓口等に飛沫防止のシート設置／列になる部分は距離を示す目印表示／手が触れる部分の消毒・清掃／小まめな換気
パークセンター窓口、多目的スペース	マスク着用(熱中症予防等やむを得ない場合は除く)／短時間の利用をお願い／対面を避けた着席／多目的スペースの人数上限を設定	非接触型体温計設置 手指消毒液設置 密を回避したイスの配置 換気のため出入り口を解放、随時換気
軟式野球場、少年野球場兼ソフトボール場、多目的グラウンド、パークゴルフ場	検温結果や体調の聞き取り(ヘルスチェックリストへの記入)／マスク着用(熱中症予防や競技上やむを得ない場合は除く)／応援や観戦のみの自粛のお願い ※大会利用の場合は、大会主催者の判断によるが、感染防止対策の徹底を依頼	(受付時)料金収受にコイントレーを使用、ヘルスチェックリスト協力依頼、その他共通事項に記載の対応

■キッチンカー

感染防止対策
手指消毒液の設置/会計窓口のシート設置、コイントレーの使用/密を回避した列の整理/発熱等の症状がある場合の利用自粛

(ウ) イベント時の対応

	感染防止対策
共通	イベント参加者への検温、風邪等の症状確認／参加者の連絡先の把握／マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ(マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く)／受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示／主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設定
体験イベント等	(例：自然観察会、パークゴルフ教室等)説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ／貸出用具の使用後の消毒

大規模イベント	(例：せせらぎ祭り等) 主催者が指定管理者、指定管理者以外に関わらず、大規模イベント（屋外）は、感染防止対策を徹底し、神奈川県が定める「イベントに係る感染防止対策について」(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html) に従い実施する。
---------	---

(エ) 職員の感染防止対策

感染防止対策	
体制	各園の安全衛生推進者(衛生推進者)を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る／職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
対策	身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底／執務室のこまめな換気(毎時2回程度)／電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い／手指消毒の徹底
健康状態確認	出勤前の体温確認／朝のミーティングでの様態確認／37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断／体調不良時は年休を取得し自宅療養
働き方	1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫／ユニフォームのこまめな洗濯／長時間労働を避ける／時差出勤、テレワークの導入／会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保／勤務時間中のワクチン接種を可能とするなど職員の接種支援
休憩場所	対面での食事、会話を控える／常時換気／共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

1 報告	2 確認・対応	3 調査協力
利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県東部センター、県都市公園課、グループ代表本部に報告	各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施	保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

実績 利用者や周辺住民に配慮した対応事例

令和2年度のコロナ禍においては、遠出を控えた公園利用の集中により、県内の公園で駐車場待ちの渋滞が発生した公園が多くありましたが、臨時に警備員を配置するなど、周辺の混雑解消に努めました。また、緊急事態宣言の発出に伴う急な施設閉鎖に際しても、迅速な連絡対応を行いました。

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、県や市と連携しながら新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

受入	専用スペースへの受入	備蓄
- 避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 - 受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用するうえ、濃厚接触を避けるために15分以内で交代	パークセンターの多目的スペースの一部をパーティションで区切り、体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。	- 非接触型体温計 - マスク - 消毒液 - 消毒用手袋 - 間仕切り用簡易用テント

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

■想定する感染症等

ノロウイルス (イベント時の食品出店)	調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後やトイレ時等の手洗いの徹底／調理場所・器具の消毒(次亜塩素酸ナトリウム)や熱湯消毒／嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去)／注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起)／虫よけスプレーの貸し出し(パークセンター等で貸出用のスプレーを常備)
鳥インフルエンザ	通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告 県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上に立ち入り制限処理後、行政センターに報告

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書 10 「災害への対応(事前、発生時)」

(1) 異常気象(大雨、台風、熱中症アラート等)への対応方針(事前、初動、発生時、応急復旧時)

異常気象に対しては、公園利用者や関係者(公園内事業者やボランティア活動者等)、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や海老名市の地域防災計画や「県立相模三川公園 管理運営業務の内容及び基準」の「大雨等異常気象時に関する指定管理者の警戒配備体制について」とともに、グループ代表が作成した[]に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者や園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

本公園は、河川洪水被害を受ける危険性が高いため、人命を最優先とした本公園の異常気象時対応マニュアルを整備するとともに、異常気象時の水防活動等の経験豊富な[]を配置し、県や市と連携しながら確実な異常気象時対応を行います。

また、平常時より、県や市、地域や関係機関と連携しながら、河川洪水対策の啓発と実践の場づくりを行います。→ 次項(ケ)参照

(ア) 配備体制

状況	配備体制
「大雨」または「洪水」に関する気象警報が発令(湘南地域、相模原地域、県央地域)された場合 台風の接近等で7時間以内に気象警報発令が予想される場合 「城山ダム放流要領」に基づく情報により第3警戒体制以上の実施が予想される場合 県東部センターからの配備体制指示があった場合 上記以外で、業務時間内に注意報が湘南地域に発令された場合	・業務時間内は職員1名を速やかに配備 ・業務時間外は職員3名(配備基準到達後1時間以内に最低1名を配備)を速やかに配備
上記以外で、業務時間外に発令された場合	・業務時間終了時に県東部センターと協議して当直警備員との連絡体制を確保 ・当直警備員と園内状況確認の連絡を取り合う ・翌日早朝等に県東部センターに状況報告できるように、職員が参集しパトロールを実施

(イ) 配備時の業務内容

上記(ア)で配備された職員は、安全確保に十分配慮し原則以下の業務を行います。

状況	配備体制
① 情報確認・収集	気象情報や雨量、相模川など河川の水位状況、城山ダムの放流状況などの情報を的確に確認し収集します。→ 次項(ウ)(カ)参照
② 巡視・避難誘導 安全対策・報告	公園利用者の状況確認を行い、必要に応じて安全確保や堤内地への避難誘導を行います。また、公園内主要地点に河川増水の注意看板を設置し、園内放送や職員の巡回により注意喚起するとともに、その状況に応じて、施設の利用制限や立入禁止措置を行い、県東部センターに報告します。→ 次項(エ)(カ)参照
③ 施設撤去・報告	公園内への冠水の恐れがある場合は、園内施設(バックネット、ベンチ、ゴール等)の被害を最小限に留める対応(柱を倒す等)や堤防上への移動などを行います。→ 次項(オ)(カ)参照

④ 状況確認・報告	上記業務完了後、園内パトロールや監視カメラで状況確認を行うとともに、その結果を県東部センターに報告します。

(ウ) 的確な情報収集

テレビや気象台等関係機関からの気象情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」、県「雨量水位情報」、「城山ダム放流情報」等を活用しリアルタイムに情報収集します。
また、停電に備え、日頃から発動発電機の点検や燃料等必需品を用意します。

令和元年に発生した台風15号・19号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、グループ代表が管理する他の公園においては、対策に加え、必要ののための対策を講じ業務継続性を担保しました。

	を配備し、台風接近が予報されているときには、
	イベント等で使用する発動発電機を停電時の電源としても活用。台風シーズン前には、
	管理事務所に備わっている太陽光発電の活用。毎年にあわせた操作訓練を実施

(エ) 公園利用者の状況確認、安全確保、避難誘導等

監視カメラや職員の巡回により、相模川／鳩川河川敷の公園利用者の状況確認を行い、施設の利用制限や立入禁止、避難が必要と判断した場合は、繰り返し園内放送し、職員が作業車で巡回してハンドマイクで避難等呼びかけます。その際、確実に情報伝達できるよう、します。また、園内に洪水に関する注意看板を設置して注意喚起するほか、緊急時の連絡先を掲示して万が一の場合に備えます。



利用者呼びかけの様子

実績 過去の増水時の利用者対応と人身被害ゼロ(グループ代表管理当時)

過去の台風等による増水時にも早期の利用者への注意喚起や土木事務所と連携した立入禁止措置等により、人身被害を起こすことなく対応に当たりました。



洪水対応の様子
(平成24年5月)

(オ) 園内施設の対応

台風や気象予報で大雨が予想される場合や上流域の降雨状況、城山ダムの放流見込みなどから、水位上昇により河川敷グラウンドなどが冠水する恐れのある場合には、園内施設の被害軽減のため、事前にバックネットなどを倒し、運搬可能な施設は堤防上に移動させます。



予め倒したバックネット
(H23年9月台風15号)

(カ) 異常気象時の基本的な対応の流れ

気象情報、並びに城山ダム管理事務所の警戒体制の実施情報、ダムの放流量、及び放流後の当該地での影響を考慮し、以下のような手順に従って対応を図ります。

ステップⅠ	
情報収集	
ステップⅡ ※ダム放流量により段階的に実施	
利用者 安全確保	
ステップⅢ ※ダム放流量により段階的に実施	
施設 撤去等	
ステップⅣ	
施設復旧	
ステップⅤ	
事後対応	

■段階別対応表

段階	ダム放流量 ^{※1}	相模川水位	対応		
			施設	利用者	公園職員
第1段階					
第2段階					
第3段階					
解除後					

(キ) 施設の利用制限について

台風接近などで事前に大雨等が予想される場合は、公園利用者の利便性を考慮して、これまで蓄積してきた過去のデータや経験を基に、県東部センターと協議しながら、早めの施設利用中止を判断します。判断後、運動施設の利用予約キャンセルの依頼や園内施設の撤去などを行い大雨等に備えます。また、洪水による施設被害があった場合は、迅速に復旧作業を行い、早期の利用再開を目指します。

(ク) 事前の説明／注意喚起の取組

■園内への看板等の設置や利用者への周知

園内の各所に注意事項を説明する看板を設置するとともに、県東部センターと調整し、野球場のスコアボード裏面を活用し、同様の情報をわかりやすく周知します。また、対岸に設置された城山ダムの放流などを知らせる放送設備や電光表示板の紹介・周知に加え、必要により園内放送でも随時、利用者に注意喚起を呼びかけます。



■リーフレットの配布

有料施設の利用者に対しては、利用受付の際に水防時のとるべき行動についてのリーフレットを配布します。同時に、施設利用中に気象警報が発表される可能性についても伝え、利用者の理解、協力を得るようにします。

(ケ) 洪水への意識啓発のための取組

河川の洪水に関する展示	ダムを有する大河川である相模川などについて洪水等の情報や水防活動の重要性について、本公園や境川遊水地公園での経験を活かした展示を行い、日頃から洪水への意識啓発を図ります。
公園ホームページ等での情報提供	上記の展示内容をアーカイブとして、公園ホームページに掲載し、本公園を利用したことのない方にも情報提供をします。
河川を学ぶ学習機会の提供	流域連携による河川の学習、地域の学校との連携、自然体験教室など様々な機会を活用して、洪水への意識啓発を図ります。
リーフレット ポスター等での意識啓発	パークセンターで「水辺の安全ハンドブック」((公財)河川財団発行)などのリーフレットを配布します。また、同じ内容をパネルとしても展示し、広く周知を図ります。
避難訓練 防災意識の醸成	行政と連携し、地域を対象に河川やダムの洪水時対応(水防活動やダム放流等)、浸水想定区域図やハザードマップの使い方、避難情報と取るべき行動などを学ぶ講座や避難訓練を開催し、地域の河川防災力向上に貢献します。

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

■情報収集：上記アと同様。

■利用者への注意喚起等：突発的で予測困難なゲリラ豪雨の発生や、雷注意報が発令された場合は、園内放送や職員巡回により注意喚起と屋内退避等と呼びかけます。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

■情報収集：環境省と気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁HPや自治体メールマガジン等で確認し、アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数(WBGT)を確認し職員で共有

■事前準備：事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備、熱中症応急セットを配備

■利用者への注意喚起等：グラウンド等の受付時や園内放送により休息や水分補給の呼びかけ、大会主催者には、参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す。

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク(経口補水液)、うちわ等 ※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

WBGT	熱中症予防運動指針	公園での対応	
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		利用中の検討を呼び掛け 10～20分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す／体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ	WBGT28℃以上の場合、熱中症予防のためのキャンセルは、ペナルティ*の対象外とする
31℃以上 危険	運動は原則中止		
28～31℃ 嚴重警戒	激しい運動は中止		
25～28℃ 警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきに休憩をとるよう促す	
21～25℃ 注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分／塩分補給を促す	

※ペナルティの対象外：県の予約システムでは、直前キャンセル等が2回あった場合、一定期間利用できなくなるペナルティが課せられます。当協会では県と協議し、熱中症予防を理由としたキャンセルの場合はペナルティの対象外となる運用を行います。

エ その他気象災害への対応

大雪、暴風警報が発表された場合	警戒配備体制を整え、危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセーフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる。
-----------------	--

雷注意報が発表された場合	速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行う。 雷鳴が聞こえてきたら建物内など安全な場所への一時避難を促す。
その他の異常気象等への対応	竜巻注意情報が発表された時、県から光化学スモッグ注意報等が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起する。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 海老名市で震度4発生時

■ **配備体制**：地震発生後30分以内(勤務時間外の場合、公園被害が予測される場合は宿直警備員等が現地を確認します。但し、夜間で確認が困難な場合は翌朝8:30までに県東部センターやグループ代表本部に報告できるよう参集に努める)パトロール班を編成、初動体制等を県東部センターに報告します。

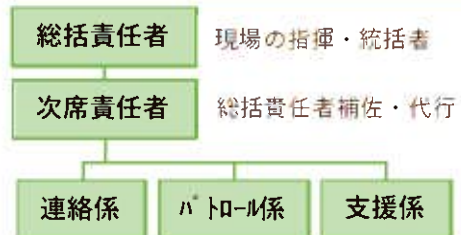
■ 初動体制

- ・ 情報収集と状況報告、園内パトロール、利用者の安全確認、施設や機能等の点検
- ・ 負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・ 危険箇所は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・ パトロール結果に基づき、随時県東部センターに報告
(勤務時間外であっても、被害があった場合は、県東部センターへ速やかに報告。)
- ・ 周辺住民等の避難がある場合は、パークセンター、グラウンド、駐車場などで受入れ海老名市と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 海老名市で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上又は大規模災害発生の場合

■ 配備体制(勤務時間内に発生した場合)

- ・ 原則として当日勤務している全職員が配備体制(総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係)に基づき対応



- ・ 30分を目途に初動体制を県土木へ報告。

■ 勤務時間以外の参集体制

- ・ 園長は本公園に参集

・ [Redacted]

- ・ 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は参集方法や参集公園が記された防災カードを携帯

- ・ 職員は参集し次第、県東部センターとグループ代表本部に報告

- ・ 震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、[Redacted]
[Redacted] 県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、[Redacted] 対応

- ・ 第一次応急体制の確立後、1時間以内を目途に要点検箇所(園内)の巡視を行い、被災状況等を把握し、県東部センターへ報告

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

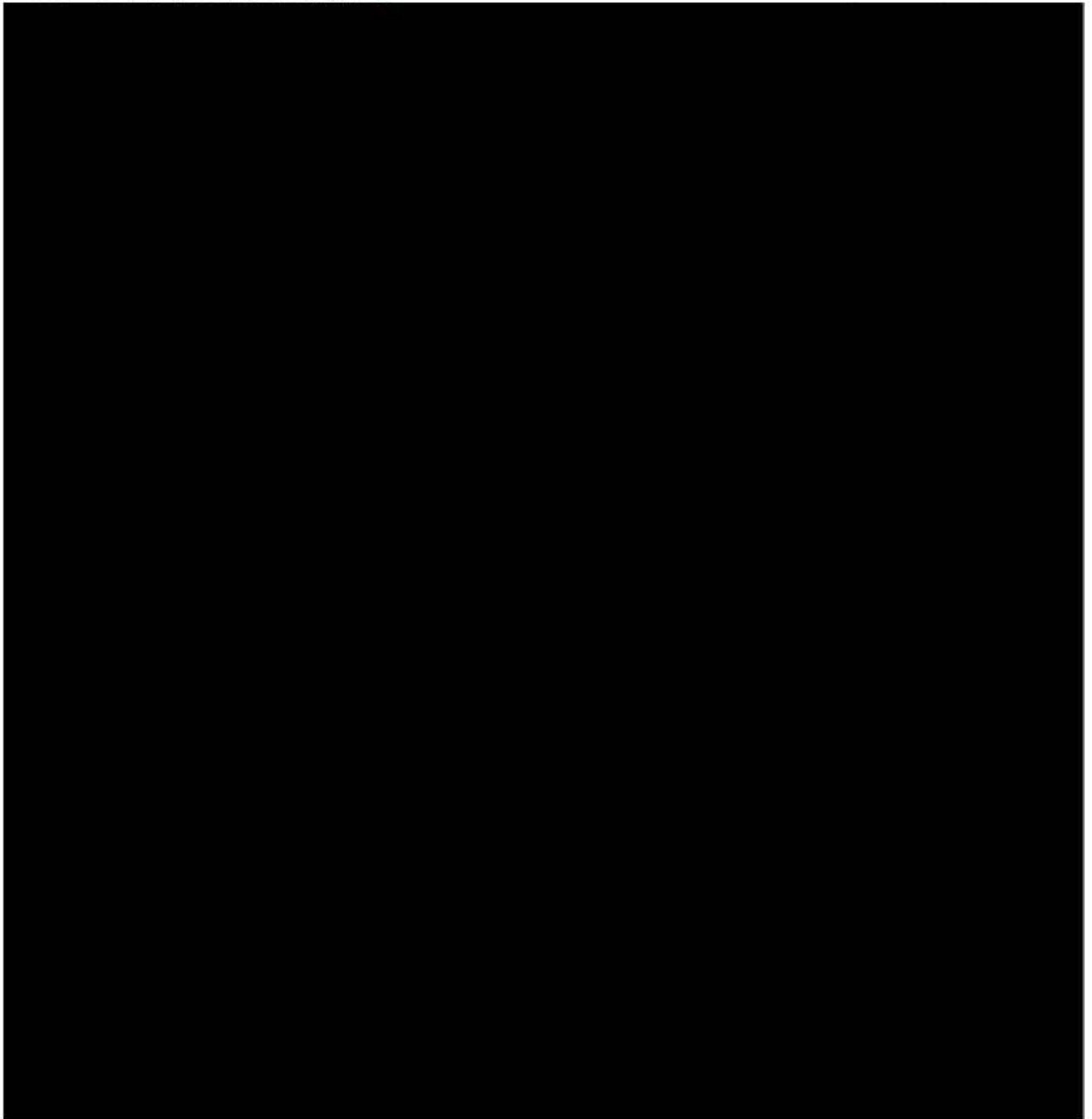
ウ 初動時～緊急時～復旧／復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「相模三川公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の [REDACTED] のタイムライン(防災行動計画)に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、海老名市の一時避難場所やヘリポート等に指定されており、海老名市や周辺施設の管理者との連携のもと、その機能が発揮できるよう管理運営に取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

■タイムライン(防災行動計画)

PC＝パークセンター



■タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	・急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] [redacted] 現実性を向上	IP無線機  迅速な各公園の状況把握が可能
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速 な園内の状況把握	
緊急時 発災から3日間(応急対策業務)	・感染症対策を講じた滞留者の受入れ(計画書9(2)ア(カ)参照) ・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から海老名市や[redacted]等と築いたネットワークを活かし滞留者支援	
復旧／復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、海老名市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■災害情報の受発信：地震警報機能付きラジオやテレビに加え、自治体からのメール配信等（スマートフォン等向けアプリケーション、えびなメールサービス等）を活用し、自治体が発信する防災情報の収集を絶えず行います。

■災害対策マップの活用と更新：災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

■想定される活用施設

施 設	想定される利活用	管理方法
パークセンター	情報センター、救急措置、一時避難、応援活動、復旧・復興活動の支援	防災備蓄品の管理、建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検、発電機燃料の確保、緊急連絡手段(IP 無線機、衛星携帯電話)の点検、担架や救急医薬品の備蓄・点検
広場(スポーツ広場)	一時避難、ヘリポート、応援活動等の支援	ヘリ着陸や緊急車両進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
駐車場(ふれあい広場駐車場、スポーツ広場駐車場、スポーツ広場臨時駐車場)	応援活動拠点、物資置き場	舗装の維持管理、危険物の撤去、緊急車両進入路の支障物撤去

トイレ(パークセンター、スポーツ広場管理棟、ふれあい広場)	トイレ	日常清掃、点検
照明・放送	夜間避難誘導、情報伝達	日常点検、緊急地震速報受信装置の点検

■施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月1回、震災時パトロールコースを巡回し、異常の有無や動作等を確認

■備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰め所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるよう準備

(ウ) 防災訓練・職員教育

■防災訓練

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施します。

緊急連絡網再確認

- ・公園での避難経路の確認

シェイクアウトプラスワン：「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」に事前登録し、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。

災害時に適切に対応できるように訓練します。

- ・勤務時間外に地震が発生したと想定した実施

■職員の意識向上の取組

- ・や地元消防と連携した消防訓練で、東日本大震災の各公園での体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自の災害対応への理解促進
- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、

職員への意識付けを実施

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は、大雨時の越流が想定されながらも、海老名市の地域防災計画では、一時避難場所、ヘリポート、応急仮設住宅等建設予定地に指定されています。加えて、公園周辺もおよそ1kmに渡って3m未満又は5m未満の浸水想定域に指定され、近隣の広域避難場所や避難所予定地も浸水が想定されています。

(イ) 対応

本公園の特性・課題を受け、大規模地震時の活用施設の適切な維持管理に加え、日頃から気象情報にも注意を払い必要に応じて事前の対策を行います。

対応に当たっては海老名市と連携し、周辺の避難場所の情報交換を密に行います。

(ウ) 地域との連携

■海老名市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・広域避難場所である相模三川公園から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅

- 困難者の受け入れ体制について、事前に海老名市及び近隣施設と調整
- ・定期的に震災時対応について、海老名市・地域の自主防災組織・地元消防と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
 - ・緊急車両の進入ルートは駐車場からとなることや夜間は有人警備員によるゲートの開場となることなど、施設の開設や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

■共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	海老名消防署の協力により、全職員を対象に年1回AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施
自治体やNPO法人、近隣公共施設等と連携した防災訓練の実施	近隣公共施設等との合同により、大震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施。自治体やボランティア団体にも協力を要請、公園利用者や地域住民にも参加を促す
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加

実績 〇〇等と共同した防災訓練

グループ代表が指定管理を行っていた頃から、毎年11月に本公園と〇〇との共催で、大規模地震を想定した合同防災訓練を実施してきました。「職員招集訓練」「情報伝達訓練」「避難誘導訓練」、住民による「炊き出し訓練」、消防署員指導による「消火訓練」、「起震車体験」や講話といった各種訓練を実施しました。



- 利用者・近隣住民への働きかけ 具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品(食料、水)	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
〇〇	非常時の電源対策として発電機に加え、電気自動車と電源取出し装置を配備
〇〇衛星電話 トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話等の通信機器を〇〇設置
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	移動時の安全確保のため、上履きやヘルメットを用意

(オ) 災害発生時の協力等について

県東部センターや海老名市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。災害発生後に、海老名市から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

■避難所(帰宅困難者滞留)となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書9(2)新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画(BCP)について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書(BCP)を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理

体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、参集できる体制を取っています。日常業務での連携に加え、体制を確実なものとしています。

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1)多様な主体(地域人材、自治会、関係機関)との連携、協力体制の構築等の取組内容

地域と連携するため、職員が「公園コーディネーター」(仮称)として行政やボランティア団体、他の公園、周辺施設との連携を強化します。公園コーディネーターが地域の関係者のところに足繁く通うことで把握できた本当の地域ニーズを踏まえ、魅力あふれる公園づくりに活かします。また、これまで本公園に接してこなかった市民団体や地元企業を発掘し、新たな活動団体等を開拓していきます。

Focus!! 公園コーディネーター(仮称)
公園コーディネーターは、地元自治会や地元企業、行政、市民団体等を定期的に訪れ、地域と密に連絡・調整を行う。頻繁に顔を合わせることで、関係者と本心で語り合えるため、本公園に対する地域ニーズを的確に把握できる。

私たちは、海老名市及び関係機関と連携し、地域振興や住民の地元愛を高めることへの貢献は重要な使命の一つと考え、地域と一体となった公園運営に努めます。

ア 地域の伝統行事の継承 交流を促進するイベントの実施

四季を通じて、地域コミュニティと連携したイベントや交流を促す企画を数多く開催・運営することで地元の方々に愛され、コミュニティ形成につながる公園を目指します。

<地域連携イベント>

- ・せせらぎ祭り：近隣自治会、農協、学校等、地元団体や住民が主役となるお祭り
- ・子どもみこし：[]の例大祭に合わせて行われる子供たちのイベントとして開催
- ・納涼盆踊り：地元上郷地区住民による盆踊り大会(主催：上郷盆踊り大会実行委員会)
- ・海老名風揚げまつり：主催する海老名市、えびな風揚げ祭り実行委員会と協力した風揚げまつり

<関係団体と連携内容>

- ・[]：せせらぎ祭り ・ []：イベントでの出店
- ・ []：子どもみこし、納涼盆踊り主催 ・ []：風揚げまつり主催

イ 健康の促進、運動施設の活性化

公園を活用した健康づくりやグラウンド、パークゴルフ場等の運動施設の活性化においても、グループのネットワークを活かし、幅広い連携によって行います。

連携団体	内 容
[]	・ 協議会による利用調整を継続し、円滑な施設運営を図る ・ 協議会参加団体を通じ、公園の運動施設の利用促進を図る
[]	・ 健康まつり等での協働
[]	・ パークゴルフ場の体験会、維持管理のノウハウ共有
[]	・ 健康体操、ウォーキング等の参加呼び掛け
[]	・ 市内スポーツ施設ネットワークへの加入
[]	・ 健康関連イベントでの連携

ウ 相模川の流域連携による河川教育の促進

本公園を中心に、上流域から河口域までの連携により、相模川流域の環境教育や防災教育に役立つコンテンツづくりを行い、普及啓発イベントにて活用します。(詳細は、計画書4(1)イ参照)

連携団体	内容
■	・パークセンターにおける企画展や自然観察会開催にあたっての連携 ・鳩川周辺の維持管理についての技術指導
■	・各施設から水生生物や資料を借用し流域ごとの生体展示
■	・相模川の自然環境保全への貢献

エ 学校、学童保育所と連携した子どもの育成支援

近隣の小中学校、高校における奉仕体験活動や校外体験学習、出前授業、学童保育所の活動など、様々な活動と連携・協力し、河川の環境や防災に関する体験学習プログラムを整え、生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。

地域との連携イベントでは、教育機関の協力を得て、例えば「せせらぎ祭り」での吹奏楽部演奏(■)、和太鼓演奏(■)、鼓笛隊披露(■)などを働きかけます。

また、■



中央農業高校
せせらぎ祭りステージ出演

管理運営の改善や新たな取組に繋げる。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては独自の減免規程を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えます。

オ 企業 CSR との連携

グループ代表が管理する他の県立公園では、企業の CSR 活動の受入れを積極的に行っています。CSR 活動や SDGs に対する関心が高まっており、本公園の近隣にも多くの企業が立地することから、CSR 活動のニーズは増えていくと考えられます。グループ代表が培ったノウハウを活かし、本公園においても積極的に CSR 活動の開拓・受入れに努めます。

具体的には、外来種の駆除活動、せせらぎまつりでの出展等を呼びかけ、資器材の提供や技術指導などの支援、活動の成果を園内掲示板や HP 等に表示することにより、企業が活発に活動しやすい場づくりを進めていきます。



SDGs フェス
(七沢森林公園)

<グループ代表公園における CSR 活動実績例>

- 園内の外来植物抜き取り(茅ヶ崎里山公園)
- 花壇植え付け(保土ヶ谷公園)
- 七沢森林公園 SDGs フェス出展

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

ア 園内で活動するボランティアとの連携による維持管理、利用促進

本公園では様々な分野のボランティア団体が活動しており、これまでの活動をより一層促進するため、ボランティアとの連携強化に取り組みます。

■本公園で活動するボランティアとの連携

- ・■と連携し、“魅せるエリア”としていくため、園芸のプロの指導でボランティアの育成を行いながら、適切なハーブ園の管理を行



ボランティアによる花壇植付け
(津久井湖城山公園)

います。

- ・ボランティア団体等とは公園での洪水避難訓練を連携して実施

■新たなボランティアの開拓

- ・公園コーディネーターが新規連携先を探します。例えば、クラフトや読み聞かせをやっている市民団体などを呼び込み、子育て世代が魅力を感じられる公園とします。

テーマ	連携先	内 容
魅力向上	ローズマリーの会	・イングリッシュガーデンの花壇管理
	さくら守り隊	・鳩川左岸堤防のソメイヨシノの保全活動
	公園愛護ボランティア	・公園内の花壇の花苗や球根の植付け及び除草
地域交流		
環境保全 環境教育の実践	カワラノギクを守る会	・カワラノギク保護増殖への取組

イ 海老名市内で活動するボランティア、市民団体との交流、支援

「三川チャンネル」などにおいては、市内で活躍する団体に協力を依頼することで、団体の活動の場の提供とともに、住民同士の出会いを産み、交流を促進させます。

連携団体	連携団体
	運動教室、クラフト教室、読み聞かせ

(3) 周辺施設(他の公園、施設等)との交流・連携の内容

本公園の利用促進と魅力向上を図るため、次のように他の公園や周辺施設と交流・連携を進めます。

ア イベント、広報における都市公園の連携

- サイクリングの拠点をつなぐ：近年ニーズが高まっている自転車イベント(サイクリングスタンプラリー)を相模川流域で開催するため、津久井湖城山公園や辻堂海浜公園など他の県立都市公園と連携します。
- 他の流域河川とつなぐ：本公園と同じ河川公園である境川遊水地公園と連携し、などの自然情報の相互展示や神奈川の河川防災に関する展示の共同制作など、コンテンツ作成を行います。
- 市内、近隣公園とつなぐ：海老名市立公園や近隣運動施設などと連携した3033運動の推進のほか、「健康遊具ガイドマップ」の作成を進めます。
- スケールメリットを活かしたWEB 広報：グループ代表が管理する県立都市公園同士の公式ホームページ相互リンクはもちろんのこと、「三川チャンネル」などのYoutubeやSNSの相互シェアを行います。
- 花とみどりのフォトコンテスト：令和元年度の第12回フォトコンテストでは、新たな試みとして、グループ代表が指定管理者として管理している公園のみならず、事前に調整のうえで、他の指定管理者が管理している公園も撮影対象地を含め、フォトコンテストを開催しました。入賞作品をまとめたカレンダーも、各公園で販売するとともに、書店でも販売するなど、県立都市公園及び自然公園の魅力を各公園の指定管理者が一体となって、幅広く周知しました。今後もフォトコンテストを継続し、更なる魅力発信を行います。

イ SDGsの実践、普及の場づくり

- 座間谷戸山公園：座間谷戸山公園において“里山”を題材にしたSDGsの実践・普及（「やとやま学校」）が推進されることから、本公園において“川”や“海”を題材にしたSDGsの実践・普及を行い、この両者を連携させます。相互に参加者への広報を行うことで、様々な題材でSDGsを実践・学習する機会を創出します。
- 学校教育でのSDGs学習の支援：現在、各学校で進んでいるSDGs学習や課題解決型授業の実践の場として、近隣の都市公園の特性を踏まえた活動の場の斡旋を行います。

公園名	公園の特性と学習テーマ
相模三川公園(海老名市)	・河川を中心とした環境、防災教育
座間谷戸山公園(座間市)	・里山文化の継承
七沢森林公園(厚木市)	・樹林地の保全と資源循環、野生動物との共存
秦野ビジターセンター(秦野市)	・水源涵養林としての丹沢の役割

■周辺施設との交流・連携

- ・3033運動の推進も見据え、関連団体などと連携して、駅などを出発点としたウォーキングイベントを開催します。
- ・海老名市内の公共施設や海老名駅、観光協会等と連携し、公園のポスターやパンフレットの配架やイベント情報等のHPでの掲載を依頼します。

（４）地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できるため、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人等の地元非営利団体とも業務委託することにより、地域連携を図ります。

また、本公園はこれまで、近隣の企業や学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受け入れています。今後は、公園コーディネーターが定期的に企業や学校を訪れ、それぞれのニーズを聞き取ることで新たな連携・協力のあり方を検討していきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のSDGsへの取組が活発化しており、企業の環境保全活動への意欲は高くなっています。当協会が管理していた平成24年には海老名市に拠点施設を置く■■■■社員とその家族、約■■■名がCSR活動として園内と河川の美化清掃活動を行いました。また、当協会が現在管理する保土ヶ谷公園では■■■■による花壇植付活動が進められています。今後も活発なCSR活動をサポートしていきます。

<令和7年度実施内容>

- ・前年度までの取組みを引き続き実施

計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、県東部センター・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員(グリーンサポート)制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園(公園管理事務所)の業務分担	グループ代表本部の業務分担
・県東部センターとの連絡調整(年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等) ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・利用料金収受、駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体(商工、観光、福祉等)、関係団体との連携等	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県(本庁)との対応窓口、基本協定等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画(公益・収益)、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画(現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担)

■ 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

■ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ(本公園の特性に応じ)以下のとおり [Redacted] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。



ウ

特に都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「人をつなぐ、川がつなぐ、未来へつなぐ、コンフルエンスパーク」の実現に取り組むため、

します。また、必要に応じ、

指導を行います。

エ

県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■連絡体制

本公園において、県都市公園課、県東部センター、グループ代表本部、サカタ本社等との連絡体制を以下のとおり構築し、効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。

■情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県東部センターや警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

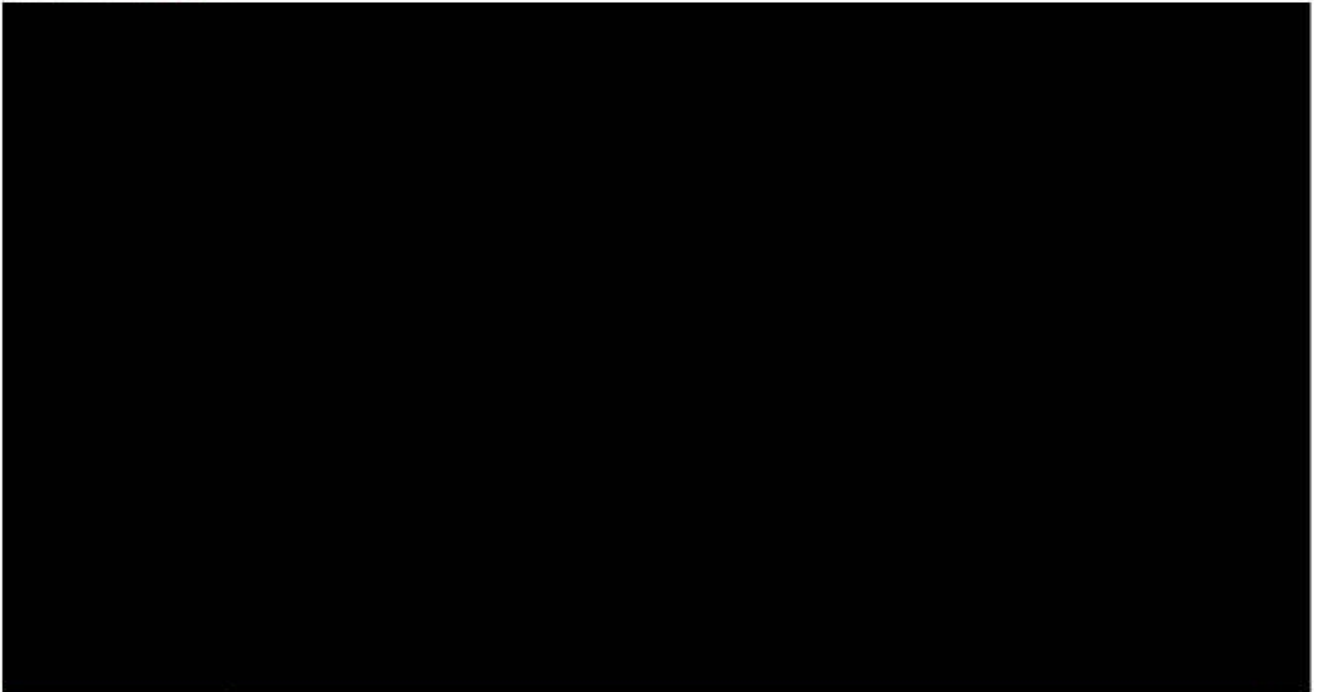
県東部センター	・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務める ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨む ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整
警察署、消防署	・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施 ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にする
地域団体等 自治会、競技団体、ボランティア、学校、企業等	・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行う ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

指定管理者内での取組

- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有(事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知)
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議で情報共有、意見交換
- ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

■ 現地の組織図



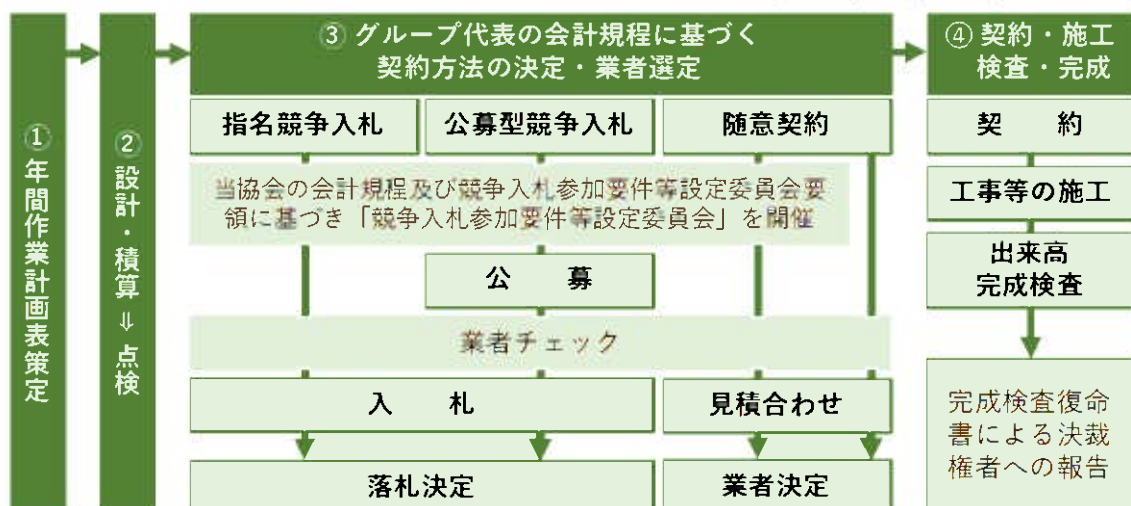
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では高齢作業員の健康・安全対策を重視し、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主にグループ代表職員による研修) ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修) 等
SD (自己啓発)	・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加(見本市、展示会への参画、出展)等

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気(向上心)」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・現地責任者：公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県東部センター・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・公園管理主任等の現地スタッフ：公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・パートタイム職員：公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえて必要な取組を行っています。※新型コロナ対応の詳細は計画書9(2)参照

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

- 時間外労働の上限規制(45時間/月、360時間/年)の徹底：適切な業務分担及び業務の効率化の推進/週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底/36協定の締結、一般事業主行動計画(ノー残業デー)の策定、所管労働局への届出・公表
- 年次有給休暇の確実な取得：年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化(10日以上付与職員対象)/本部による取得状況の確認(四半期毎)及び取得促進の徹底/一般事業主行動計画(年次有給休暇の取得目標)の策定、所管労働局への届出・公表
- 労働時間の状況把握：総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理/本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性 職場の上下関係や発言による(悪)影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進 職員のコロナ対策は計画書 9(2)ア(エ)に記載**■取組体制等**

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加、「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員(協会けんぽ)の設置による職員への健康に係る広報等の充実

■職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善(空気環境、温熱条件、視環境等)
- ・感染症予防対策の実施(インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等)
- ・熱中症予防対策の実施(空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等)
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

■メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施(年1回)及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定(女性活躍推進法第9条の認定)の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(カ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(キ) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保(年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等)

(ク) 労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果(5段階評価)：法令評価「4」(最高「5」の5段階評価)

労働環境モニタリング「A」(最高「A」の5段階評価)

法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

<令和7年度実施内容>

- ・記載内容を適切に実施

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類(組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等)を整備しています。(指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守)

ウ 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■施設設備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

電気事業法(受変電設備)、消防法(消防用設備)、建築基準法(建築物)、フロンガス排出抑制法(空調設備)

■労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

■労働条件審査の受審(令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審)

審査結果：法令評価「4」(最高「5」の5段階評価)

労働環境モニタリング「A」(最高「A」の5段階評価)

法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

■反社会的勢力の排除(「神奈川県暴力団排除条例」の遵守)

グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置／委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

■守秘義務

指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務(退職後も含む)について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底／業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

■文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存／県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応／各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

■管理口座・区分経理

管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■保険の付保

施設賠償責任保険・施設災害補償保険(1事故当たり4億円〔適用回数は無制限〕)、イベント保険等に参加

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

■持続可能な社会を公園から 「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、アイドリングストップ呼びかけ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理(刈残し、繁殖期への配慮) 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。具体的な購入品：トイレットペーパー・コピー用紙・文具等

■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価／本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開

※エコアクション21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ 本公園での具体的な取組

■環境負荷軽減の取組

■自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

樹林・園内樹林の保全、育成／外来種防除／園内動植物の調査・モニタリング／希少動植物の保護／各種観察会の実施／農薬使用の抑制・適切な使用等

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(ア) 障害者雇用状況(令和6年6月1日現在)

■障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

指定管理業務における植物管理の一部を に委託／障がい者雇用につなげるため を受入／障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布／福祉作業所等が作成した菓子やクッキーを販売する場を提供／グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年に に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

グループ代表の次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円／年

本公園においても、備蓄食料やイベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組めます。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的

配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・パークセンターでの車いすの貸出 ・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・[REDACTED]による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示(補助犬の施設利用の促進) ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり(ボッチャ体験等)、本公園においても、障がい者福祉施設のせせらぎ祭りへの出店等を行っています。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応(団体等の取組について)

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■普及体制

グループ代表本部に、



職員の指導を行います。

■職員への教育、研修

■利用環境の向上

職員による窓口案内／コミュニケーションツール(コミュニケーションボード、タブレット端末)の設置(再掲)／電話以外の問い合わせツール(ホームページ、メール、SNS、FAX)の用意／必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6)社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

■グループ代表

CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がり、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施(福祉施設が生産した花苗を調達し配布) ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[]で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発 ・[]に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進[]を通じた寄附)

■サカタ

CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

社業を通じた取組	社会貢献活動等
・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献(サンパチェンス開発等) ・緑化事業での貢献(屋上緑化、壁面緑化技術開発)	・地域社会への貢献[] ・次世代への貢献(学校での事業、食育・花育) ・社会貢献団体への協力(骨髄バンク、ピンクリボン運動への寄付) ・地域緑化への貢献(本社公開空地) ・災害復興支援(希望のタネを撒こう)



次世代への貢献
(学校での授業)

イ

SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組

■公園協会

グループ代表では、2017年12月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

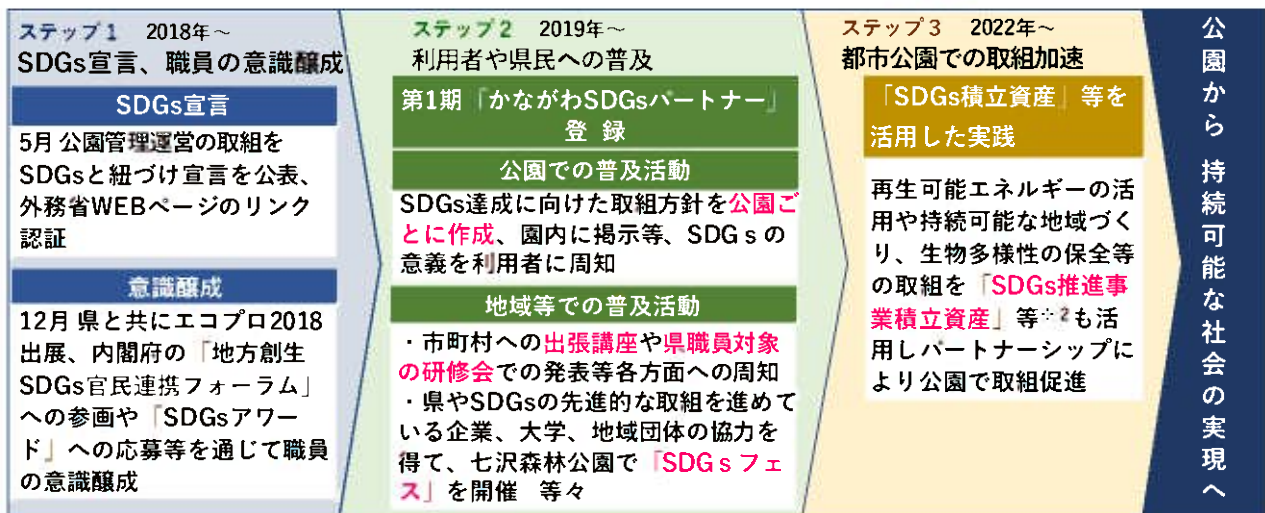
※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



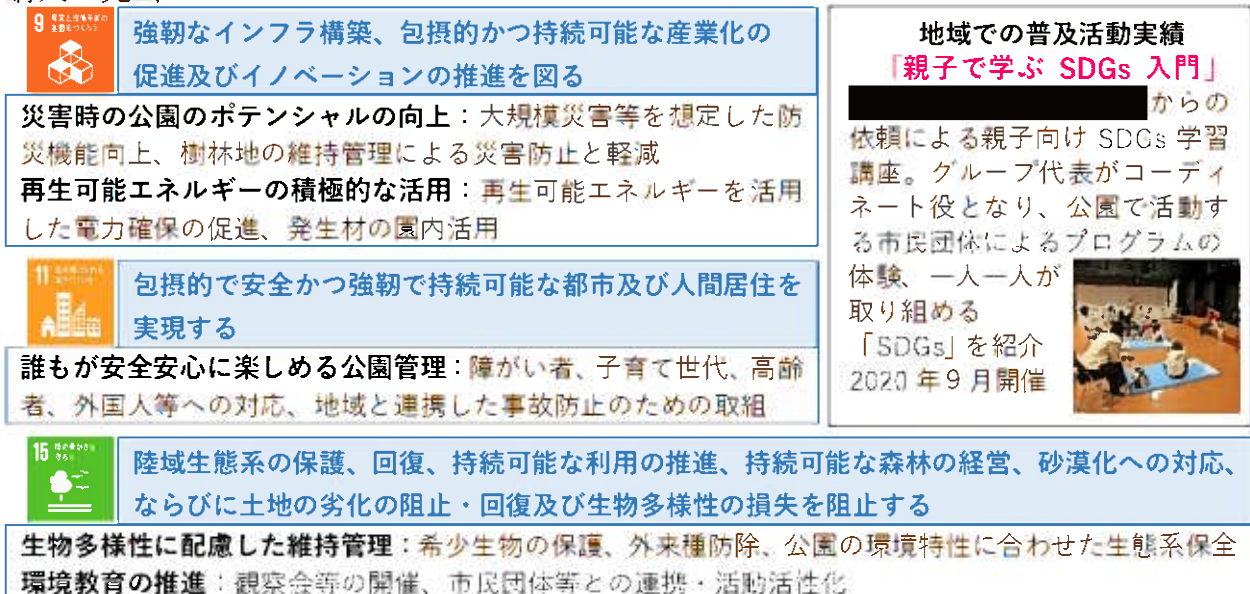
グループ代表
SDGs推進モデル
「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産(積立金46,350千円)は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産(13,300千円)は機器類の購入に充当



■本公園における具体的な取組

健康づくりとしての場の開放(運動施設の適切な運営、広場等の地域に開かれた有効活用)		流域連携による環境防災教育の推進	 
太陽光発電の活用、光熱水費等の省エネ		三川 School、各種自然観察会等の実施	
「ゴミ回収プロジェクト」による海洋プラスチックの削減		生物多様性保全、樹林地の適切な植生管理	
せせらぎ祭り等での SDGs 取組出展、学校等が進める SDGs 学習の支援		地域、関係団体とのパートナーシップによる公園運営	

■SDGs 推進事業積立資産の活用

樹林地管理、花壇管理、ユニバーサルサービスを促進するピクトグラム掲示、防災備蓄等をグループ代表の SDGs 推進事業に位置付け、資産を活用します。

<令和7年度実施内容>

- ・記載内容を適切に実施

計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

グループ代表の [] に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知／重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議／グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有／事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告(指定期間開始までに連絡網を県に報告)

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程(以下「個人情報保護規程」という。)をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

【神奈川県公園協会個人情報保護方針(抜粋)】

1. 法令・規範の遵守

個人情報の保護に関する法律及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。

2. 個人情報の適正な管理及び研修

職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。／すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。

3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得

個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。

4. 個人情報の安全管理

取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。

5. 個人情報の第三者への提供

取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6. 個人データの開示及び消去等

保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

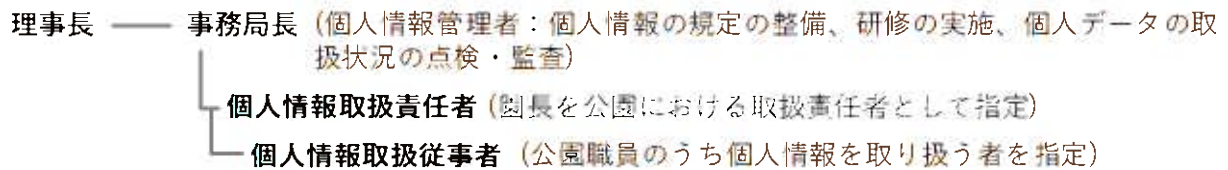
7. 相談窓口の設置

■個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制



■個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、個人情報の保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

個人情報に関する規程
・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制

ウ 個人情報の取扱いの状況

■厳格な取扱いの徹底 個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄／イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底／特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■個人情報の漏えいが発生した場合の対応 公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置と、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

不要パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去／廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認／県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集／ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備／第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ソーシャルメディア利用での対応 ソーシャルメディアの活用にあたり、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い

い／本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底／投稿者(本グループ以外)が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■情報公開への対応 文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。

<令和7年度実施内容>

- ・記載内容を適切に実施